

成形圖說

農事部

一三

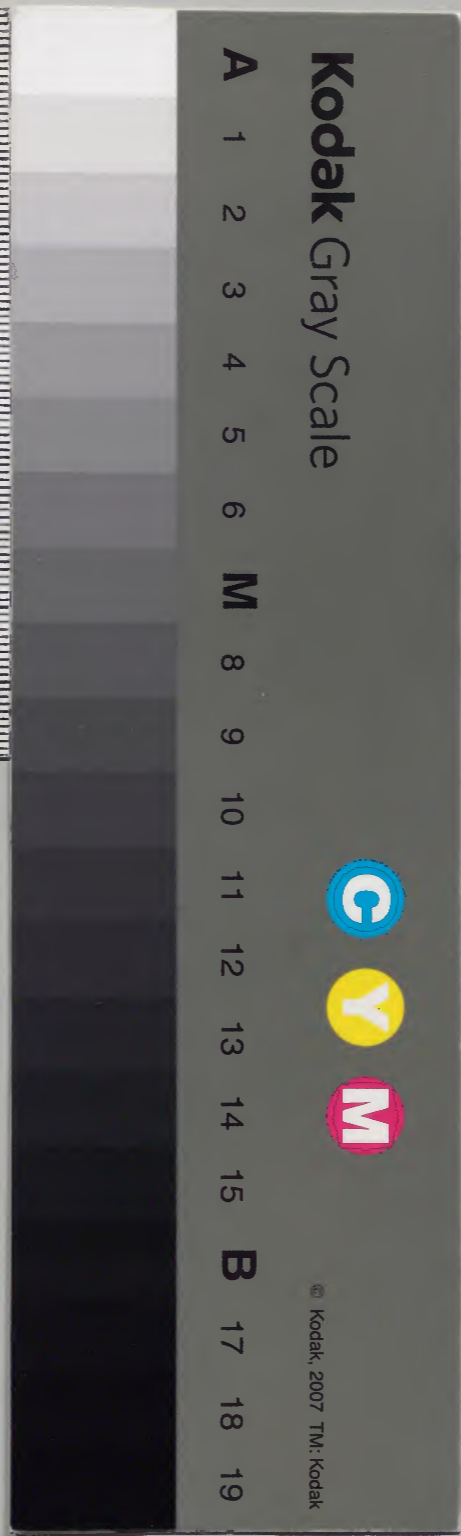
庫文閣内		
三三	三一六	和
函	五	書
架	冊	號
九	五	類

庫文閣内		
三三	三一六	和
函	五	書
架	冊	號
九	五	類

和書
三一六五號

史一七五

内閣文庫	
番號	和 31165
冊數	15 (1)
函號	196 100

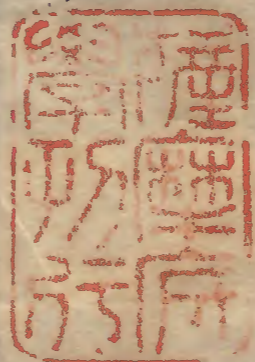


全部百卷

上梓三十卷

成形圖説

薩摩府學藏版



成形圖説提要

一凡天地の物と生じ形と成とをの、中みて人と靈と
 其人を畜ふもの、最切要あると穀帛とし菜肉とし
 藥物とし故に樹藝の道と教るあり先あるハなしと
 此と云ふ合の大なる山海の廣きも生じるとこ路の物
 同擊する事ありと云ふは其名實を詳みとるに
 ありと云ふは孰りよく古今に稱呼し通じ南北の動植物
 辨しと云ふは性味の能否を志し事と云ふは人やこは本草名物

の學因と起るとこ路あり吾

太公億聽の曰民を教へて農桑と初め更に桑園署と設

成形圖説提要

けて度く有用の薬種と致し其地を異同と審み
し其時候の先後と考ぐへおのく其ものとして生成の
功と遂志じこ進事を好じみわらば天意を隨ひ民事を
急みし終ふがゆえなり又園庭に植ると云はれ此
卉樊籠に別養ふと云はれ羽毛あり海船の傳ふるとこ
流のものに至るまで得るに至るがごとく其真を寫し流
めて以て他日の用と俟つじらし深江輔仁の和名本草
を撰ひ源順の和名類聚鈔と集めしありこのる薬録
方書の作世と經て絶えど近世福若水の輩に及びて赭
鞭の述漸く委志く遂みありと云はれと云く専門の業とする

のありと云はれども唐山と蘭島此地に出る物ハ
本邦此稱謂と同じくらばれとてられも充てざるも
素より當らざるものあり我にありて彼にあり彼に
ありて我にありざるもまた少からば我と彼とを
にありて其名と云はれども其物を云はざるあり彼に
ありて我にありざるも其似たるものにて強て充てざるも
實相乖して其弊恐らくは人とをこふひ物をやぶるに
至るものあらん吾
太公深くくくみ憂へて 臣曾繁臣白尾國柱等の數人に
命じて大に品物を索めてこれを類聚せしむるに

於て嘗て真と寫して花の流ふところ流ふりそ地の目睹
とるものかいさるまで收入して部と分ち殊域の産ハ
蕃籍の圖載ハ臨摹し每品おのく其説と著ハと書成て
一百巻題して成形圖説と名づく今これと梓ハ浸バめ
て藩守ハ布く是童蒙といへども九穀の種獲採収及
び百薬の粹戾良毒を分別して救餓濟急の法方と志ら
志し事と欲とるのこ是吾
太公人を愛くしと民と憫むの盛意ありて此篇の第一
義あり

一名物の書多くハ波と称して雅名とし錢と呼で俗称と

と名義倒置といふべし其既ハ其辨あり今此篇ハ錢と
先りして波と後とと志くれども我の名物ハ古言に
俗語ハ達せざれば其義と曉しづし加ふ國史家牒
ハ載て其根拠あるものハ各條ハ書目と標し又竊ハ私
案と記して意義を訓釋と其源委の檢閲ハ曉かく志偽
の疑似ハ涉るとのハ姑く闕て以て後と俟つ者名と志
らばといへども其功用の著るものハ方言俚語と
とて表出ハ錢ハ育せざるものハ漢名と以てし蕃語と
以てと其蕃語ハ係るとのハ臣堀愛生等が譯とらとこ
流を登載と

一いふしゝの名称は國音として仍ハ其後多クハ字
 音子愛と故ハ古今の称呼雅俗お混じるとのをくか
 らど鶴鴿を仁波久奈布利と味ぶハ古の雅名にしてこ
 邊と伊志多々伎と味び又轉して字音ハ味ぶがごと
 ハ別條の俗稱あり梅と字米といひ馬と字麻といふ
 古言ありて芋米芋麻といふハ今言あり又骨達ハ加波
 保禰あり後に川骨の字と填わしあり竟ハ字音ハ味
 漢語小監芝芝蘭春菊仙翁花九蓋州の類ハ是らあり
 名ありて亦漢語に類と又桔梗キチカウ芝苑シニ胡蝶コトフ芭蕉バヤウの屬ハ漢
 音と轉して其讀和語に似たり或ハ海松と字美麻通と

稱ヒ蛇牀と反備年志呂と稱するハ是と文字讀といひ
 あるひを女郎ヲミカ花神ハナノリ馬藻ウマノソのごと記し是と義訓といふ或
 ハ玉蜀黍タマモクシと唐黍タウキと味びミ逐ツクハ唐猪タウモクシ越コシと味ぶハ方言の他
 譯ありサカキ ツキウミス榊サカキ鶺鴒セキリ鶯ウラハ等の字ハ二合して義と取ものか
 也且止名といへどと其人通しておとささばそのはお
 のおのそ俗に從ひ毎字訓譯と係くそ釋碑と傳りらば
 凡物に名づく大抵其係貌性味利用時節等ハ縁あり
 又唐音韓語梵音蕃語とて仍りるものありくのご
 とくかゝるハ皆其教下ハ附注を
 一凡 藩中といへどと南北の風氣同らば水土亦隨て

異あり故に其耕種時令並材利用の類一定ありて況や
各國の制都鄙の俗これと四方に諮詢し旁通曲成して
以て達さばとつゝを斯篇の考らとをる所ありて
疎漏と評することあり

一和漢引書の例ハ古今異論かく通知し易きものも
其確證一條と出して繁引重贅せざる種別區別に至て
ハ同見もほゞと稟集を古今とわたり衆議の決定せし
るものも漫りて識せざる草本の類ハ姑く程順則が質問
の説と好きて旁ら中山に程順則といふものあり
産みのこるまで度々探りて名実當否のいまも審み
ざるものありバその花腊葉貼あるハ根實と曝乾し

且其真と寫し生熟時候を記し唐山五市の徒に託して
彼地の巨儒高賢の箋志を四ひ疑と其答簡に取付後ま
に此の倣ひ志を継ぐ者ありて遂に長崎に來れる清高の
俗稱とを擇り載るのを偶異論ありて後の考に倣ふべ
きものありて纂録して達さば固より荒唐無稽に
係るものハ措てらば凡群籍中に引用せし書を先其
本書と引て後其書名を引くたとへて和名水艸に兼名
苑と引太平御覽に范氏計然を引といふの類是あり唯
本草に引用せし書ハ本草の目と省くのをとおくを同
條に足えざるが有る

一凡品物を風土の寒燠地勢の燥湿を考らひて性の厚

香味の濃淡おのづから新しきは其地道と知るをの
 を擇ひ用れを效驗殊多し其主療のごと記る本草を
 載るとこ既詳あり志られども多くハ一定の記か
 し今これと裁擇するに違つて和漢の書を選用する
 とこ此の單方のごと記るおのく其君藥の條下に記し
 又植生の幹葉花実含靈の鱗甲骨肉の一體にして其称
 呼を分ち別柔緩急用を殊に補泄寒温性を異にする
 ものハ一條中に分釋せり志られども各條皆これあり
 小ハあり
 文化元年甲子十一月朔且
 臣曾槃謹記

成形圖說卷之一

目錄

- ナリハヒ 農業
- ウガミタマ 農神
- アモノムスギミ 農師
- オホシタカラ 農夫

成形圖說卷之一

農事部 農桑 大意

欽惟テ小フ

太祖オホミヤ天地アメノチ

二國ニクニ

極ミハシラ立タテ

二靈フタハシラ復メ陽ヲ

體カタク一ヒト教ヲシと定サダメむハい

天照アマテラス日ヒ御ミ神カミ始ハジメて天アメ下ノ君ミコ

臨リンむハひテ天津アマノウツヒ日ヒ嗣ツギ乃ハ疆キハなくキ紹シロ統シロ

御ミる皇ミコ國クニなニまシばハい

とトとトかカ一ヒト其ソノ人ヒト物モノとト世ヨにニ忠チカ貞シカ五イハ穀ヒノとト今イマにニ良ヨシ茂シキあハり

異イ邦ハツクニはハあハらハるルりリはハるルはハ改メむル奉ホウ事ジはハ天アメ皇ミコ一ヒトにニ

皇ミコ天アメのノ理コトワリをヲ奉ホウ順ジュンむハいハくク私シ己ミはハあハるルふフとトなナくク天アメ國クニをヲ治シ

むムふフ乃ハ道ミチをヲ是コトにニ依ヨリてテ事コトはハ祭マツリよりリ大オホなるルハハなナきキにニ因ヨリてテ

其名とおれ^{ミナ}う寸^{ミナ}祭^{ミナ}は 皇祖^{ミオヤ}の始^{ハジメ}て斯^{コトクニ}国^{クニ}と授^{コト}る^{コト}
 民^{タミ}と生^{ナシ}むい^{ミナ}い^{ミナ}恩^{ミナ}頼^{ミナ}は報^{ムカ}ひ^{ムカ}の道^{ミチ}なる^{ミチ}軍^{イクサ}かくて道^{ミチ}
 ハ教^{タカ}ひ^{タカ}り^{タカ}立^{タカ}お^{タカ}い^{タカ}青^{アヲ}よ^{アヲ}由^{ヨヲ}く^{ヨヲ}成^{ナリ}乃^{ナリ}す^{ナリ}山^{ヤマ}い^{ヤマ}あ^{ヤマ}ま^{ヤマ}は^{ヤマ}人^{ヒト}君^{キミ}乃^{キミ}
 国^{クニ}と治^シめ^シ民^{タミ}と安^{ヤス}ふ^{ヤス}あ^{ヤス}は^{ヤス}地^チ政^{セイ}ハ必^{カナラ}ど^{カナラ}衣^キその^キ食^{ケヒ}その^{ケヒ}と急^{ヒジメ}
 とハ^{タカ}ふ^{タカ}あ^{タカ}め^{タカ}る^{タカ}去^サる^サ可^カま^カバ^カ農^{ノウ}と桑^{カハヒ}は^{カハヒ}そ^{カハヒ}の^{カハヒ}先^{サキ}務^{ムコト}
 か^{タカ}して^{タカ}祭^{マツル}政^{コト}の大^{オホ}本^{モト}也^{ナリ}と^{ナリ}い^{ナリ}る^{ナリ}古^コ者^{モノ} 天照大神^{アマテラス}天^{タカ}
 位^{ミクラ}不^{ノゾ}臨^ミ御^{オホム}群^{タカラ}元^{ヤシナヒ}と^{ヤシナヒ}統^{トウ}統^{トウ}む^{トウ}つ^{トウ}る^{トウ}初^{ハジメ}子^{ミオトウ}皇^{ミオトウ}弟^{ウチ}は^{ウチ}治^シして^シ先^{サキ}農^{ノウ}保^ホ
 食^{モクノ}神^{カミ}耕^{タツクリ}播^ヒの方^{カタチ}と^{カタチ}観^ミ察^{サツ}玉^{タマ}ひ^{タマ}り^{タマ}る^{タマ}形^{カタチ}體^{タマ}は^{タマ}就^{ツク}く^{ツク}農^{ノウ}
 業^{ノサシメ}示^シされ^シる^シ言^{コト}は^{コト}謂^{イハ}保^ホ食^シ神^{カミ}乃^{ナリ}頂^{イタダキ}は^{イタダキ}牛^{ウシ}馬^{ウマ}生^ナる^ナを^ナ守^{モリ}宇^ウ之^ノと^ノ
 宇^{ミナ}麻^{ホメ}と^{ホメ}ハ^{ホメ}並^ナ美^ミる^ミの^ミ稱^ナと^ナして^ナ二^{フタ}者^{ツモノ}ハ^{ツモノ}農^{ノウ}と^{ノウ}助^{タスケ}乃^{ナリ}尤^{モトモト}者^{モノ}なる^{モノ}也^{ナリ}

ハ^ハ最^マ初^{ハジメ}に^{ハジメ}祭^{マツル}る^{マツル}は^{マツル}山^{ヤマ}野^ノ
 と^{ナリ}以^イ次^{ツギ}又^{マタ}謂^{イハ}顛^{ヒタヒ}は^{ヒタヒ}粟^{アハナシ}生^ナる^ナを^ナ眉^メ上^{ウヘ}に^{ウヘ}蠶^{カシコ}生^ナる^ナを^ナ眼^メ中^{ナカ}に^{ナカ}糝^{ヒエ}生^ナる^ナを^ナ腹^{ハラ}
 中^{ナカ}に^{ナカ}稻^{イネ}生^ナる^ナを^ナ腹^{ハラ}に^{ハラ}及^ヒ大^{オホ}豆^{マメ}小^コ豆^{アハ}生^ナる^ナを^ナ顛^{ヒタヒ}は^{ヒタヒ}日^ヒ當^{アタリ}也^{ナリ}粟^{アハ}
 高^{タカク}仰^{カウケル}壇^{タカ}燥^{カウケル}と^{カウケル}る^{カウケル}を^{カウケル}宜^{ヨロ}し^{ヨロ}眉^メ上^{ウヘ}ハ^{ウヘ}向^ヒ陽^{アタリ}の^{アタリ}山^{ヤマ}に^{ヤマ}象^{カタ}は^{カタ}蠶^{カシコ}ハ^{カシコ}是^{コレ}
 山^{ヤマ}蠶^{カシコ}ハ^{カシコ}は^{カシコ}暖^{アタタ}氣^カを^カ喜^{ヨロ}む^{ヨロ}眉^メ上^{ウヘ}に^{ウヘ}向^ヒ陽^{アタリ}の^{アタリ}山^{ヤマ}に^{ヤマ}象^{カタ}は^{カタ}蠶^{カシコ}ハ^{カシコ}是^{コレ}
 次^{ツギ}桑^{クラヒ}は^{クラヒ}食^{クラヒ}葉^ハを^ハ眼^メハ^メ日^ヒと^ヒ火^ヒと^ヒ得^エて^エ明^{アカ}なる^{アカ}糝^{ヒエ}ハ^{ヒエ}夏^ナ日^ツ乃^ツ
 災^{アツキ}陽^{ナル}は^{ナル}浅^{ハラ}その^{ハラ}を^{ハラ}腹^{ハラ}ハ^{ハラ}原^{ハラ}と^{ハラ}河^{カハ}お^{カハ}れ^{カハ}一^{ヒト}廣^{ヒロ}く^{ヒロ}平^{ヒラ}に^{ヒラ}飲^ヒ食^ヒの^ヒ
 存^イ多^チり^チ稻^{イネ}ハ^{イネ}土^{ツチ}と^{ツチ}水^{ミヅ}と^{ミヅ}平^{ヒラ}に^{ヒラ}熟^{ウマ}る^{ウマ}田^タに^タ植^ウる^ウを^ウい^イは^イは^イ菴^{カサ}
 溼^シの^シ地^チは^チ礫^{タト}と^{タト}麥^{ムギ}大^{オホ}小^コ豆^{マメ}宜^{ヨロ}し^{ヨロ}る^{ヨロ}を^{ヨロ}於^コ是^コ粟^{アハ}糝^{ヒエ}
 麥^{ムギ}豆^{マメ}と^{マメ}以^イて^イ陸^{タツモ}種^{タツモ}と^{タツモ}稻^{イネ}と^{イネ}以^イて^イ水^{タツモ}種^{タツモ}と^{タツモ}又^{マタ}口^{クチ}の^{クチ}表^{ウチ}に^{ウチ}菴^{ヒエ}

と舎^イ糸^ト繰^ル糸^ハと^ハ紙^ハ作^ルる^ハ夫^ノ人^ノ女^ハ在^ル室^ニ衣^キ儀^ト
 食^ハ固^ク毎^日て^ハ何^レも^も食^フる^ハ是^レも^も前^ニ
 既^ニ子^ノ稚^キ産^ム靈^トと^シて^ハ五^ノ穀^トと^シて^ハ生^ルめ^ル蠶^ノ桑^トと^シて^ハ生^ルめ^ル蚕^ノ屋^ト
 且^ニ志^スり^もど^とと^を苗^ノ根^ト肥^カ壅^トを^シ繭^ノ絲^トと^シて^ハ編^ム織^ムと^シて^ハ善^キ也^ト
 可^ク大神^ハは^ハい^ハぬ^ハ其^ノ術^トと^シて^ハ民^トに^テ布^ヲ告^スて^ハ之^トを^シ裁^シ成^スと^シて^ハ
 と^ハは^ハえ^ルる^ハ也^ト五^ノ穀^ハ人^ノの^ハ似^テ湯^トと^シて^ハ救^フ繭^ノ絲^ハ人^ノの^ハ温^ク
 涼^ク子^ノ猪^ノ牛^ノ馬^ノハ^ハ人^ノの^ハ力^ト役^トに^テ代^リ保^シ食^シ神^ハハ^ハ生^ルる^ハが^ハう^ハか^ハ
 て^ハ能^ク稼^グ穡^クの^ハ方^トと^シて^ハ知^ルま^ハふ^ハが^ハう^ハか^ハは^ハ其^ノ力^トに^テ體^ヲ認^ムる^ハの^ハさ^ハ由^トと^シ
 曲^ク言^フ一^ノの^ハ所^ト謂^フ天^ノ人^ノの^ハ道^トと^シて^ハ合^スる^ハ乃^チお^ハし^テ可^ク大神^ハは
 然^ルと^シて^ハ一^ノの^ハめ^レと^シて^ハ特^ニ天^ノ使^トと^シて^ハ遣^ハは^スる^ハ乃^チお^ハし^テ可^ク大神^ハは
 大^ニ神^トに^テ

と獲^テ之^レめ^レむ^ハい^ハく^ハ親^ク農^ヲ殖^スと^シて^ハ獸^ノ謀^ト又^チ躬^ニ齋^シ服^シと^シて^ハ絰^ヲ織^シ玉^ハ
 皇^ニ是^レ蓋^シ我^レ 皇^ニ國^ニ農^ヲ桑^ヲの^ハ原^トか^ハし^テ王^道の^ハ始^トなり^テ於^テ戲^ハ
 人^ノハ^ハ食^トと^シて^ハ天^ノと^シて^ハ食^ハは^ハ人^ノ生^ルの^ハ命^トか^ハし^テ國^ノの^ハ國^ト
 何^レ所^ト以^テ其^レ是^レと^シて^ハ大^ニなる^ハ之^レの^ハれ^ハ今^ニ夫^レ民^トハ^ハ四^ノ等^ト何^レり^謂
 士^ノ農^トと^シて^ハ工^ノ商^トと^シて^ハ四^ノの^ハ民^トか^ハし^テ其^ノ職^トに^テ急^ム或^ハハ^ハ四^ノ乃^チ
 民^トは^ハあ^ハら^ハず^ハい^ハふ^ハ之^レを^シ遊^ブ食^シ民^トと^シて^ハ成^ス君^主か^ハし^テ其^ノ祭^ヲ以^テ
 急^ム官^ノ使^カか^ハし^テ其^ノ事^ヲ務^ム急^ム之^レを^シ四^ノ民^トと^シて^ハ治^ムる^ハ也^ト
 何^レも^もい^ハふ^ハ之^レを^シ亦^チお^ハれ^ハ一^ノの^ハめ^レと^シて^ハ急^ム者^ト唯^ニ之^レと^シて^ハ下^ノよ^シの^ハ
 之^レ責^ムて^ハ上^ノよ^シ責^ムる^ハ也^ト解^スと^シて^ハ上^ノ愈^ニ逆^スと^シて^ハ下^ノ愈^ニ勞^ム
 是^レ逆^スある^ハと^シて^ハ勞^ムる^ハと^シて^ハ急^ム之^レを^シ命^トに^テ務^ムる^ハと^シて^ハ而^シて^ハ

ハ高麗成倭一西新羅と虜ハ一南吳會と臣と一三韓西
蕃と称して内属一唐宋の使譯於是財と納秦漢華胄こ
れが為る帰化もそ忘るる所以と原は國俗敦龐民風忠
厚ふしそ賦税と輕一徵役と爲一上ハ仁と垂て天下賦
收ハ下ハ誠と爲て上と戴き一國の政務一身と治るが
ごとし故は范史君子の國と稱し隋帝日出の尊と推し
そ後繁政急備そ風化漸く着く取彼去此淳樸益散ぬそ
始や 欽明の時佛法初て中土といふ 推古以後
は心懐ふして上ハ羣公卿士より下ハ諸國黔黎におよ
ぶまで舉そ資産と頌て浮面と興造一競そ田園と捨そ

佛地は投し耕夫と放そ寺奴は元ハ天平に到て跡に爲
別せしれ遂は三寶の奴と称しつらまらそ堂宇の崇麗
土功の繁穴賦斂助役此とて煩重く靈山巨材此が爲
は空瓦く天下の半は過そ之は隔る是山澤の氣枯
渴土金の精傷耗て年穀成てそ實少く人生そそ才賦
は寸毫は工高僧僧ハ耕人よりそ多く又浮浪妓倡ハ工
高よりそ多くそ是天蓋人かりがぬそ女と屬そ原濕と
壑開江海と埋展て程そ衣食乃給足と得そ卒は漸浸の
弊不返の禍と馴致し威權下は移て武又吞吐し保建應
文の間は洎て天下の喪乱極そ痛しつらど也然とい

應じも今古と以て態と殊りや感表と以て其則と易
じ爰に承平百年再び七五の運に復り世剣徳に帰し時
文明に属せりと益進雄尊神孫の爲に天下を強濟し力を
竭して播殖を以て後て采もる所苟も以て何るりも四
方金浪の貢諸蕃の互市と祈る毎年西肥に輻湊せり是
實に六合無雙の域五穀豐饒の土とての富一乃是
祖宗極と立て教と定天に奉りて玉と治め玉小姓に
しそ徳の感なりそ業の大なる固より之と歌頌し著
し之と金石に勒はふと錢符はふりの亦茲に在らざるや
今吾^カ 南山侯方は宗社と敬い特り農桑と勸めまふ其

侯陽と考へ時節と授ふるを耘耔収獲の方より玉るまで
法故に從事して利物の功と明とせむおととお母とそ
典故照例各に百條ありと弾く述べらるる況や土産區
に別き五方宜と異とも分そのハ之と老農圃に咨詢て
諳悉親切なるあはれを包くべかめのおとくる者
復斯に辨と費ははるる凡も使ふ者郡縣と巡檢
し百姓と接接もつらハ固重事かして邊鄙窮巷或ハ文藝
に意く惠化速くぬくことと怨も謹て來意と神聖に存
けし歸家と舊章に探り傷動植も及び其今右に在て
宜く觀識も厚きものと圖象して出るとして美が一よ

由^{ヨリ}之^ノめ^ニん^ニこと^トを^トお^シ月^ト是^レ亦^モ吾^レ 南山^ノ彦^ノ公^ノ民^トと^シ任^ス郵^ノ農^ト
 桑^トと^シ勸^メ奨^ムふ^ル乃^ハ微^ニ意^ヲ耳
 享和二年壬戌秋八月穀且
 臣藤原 國柱 謹識

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

奈利波比 書紀○書紀即大日本書紀多以下書紀と云者
 利波比 皆倣此○奈利波比ハ凡國史農と云業と云亦奈
 人具業と云所唯農之と務め波比乃古呂と訓田
 里波比ハ種波比幸波比ふどの波比乃古呂と訓田
 万葉等ハ田莊田宅田家の字並子奈利登古呂と訓田
 とも奈利と云ハ田ハ物の生地な也凡本の定な
 ぶ菜の根なふと云ハ都て定と結び根の着るきくいと
 紐と云俗ト物成といハ人の
 生産と云奈利と云亦この意なり
 農 書洪範農用八政註農者所以厚生也○周禮以九職任
 萬民一曰三農注三農山農澤農平治地農也○前漢書
 關土植穀曰農又厲山氏有子曰農能植百穀後世因名耕
 此為農左傳注種曰農斂曰穡今按稼穡の古と合ていハ
 ば即農
 乃

蕃名アツケルウエルキ
 古者 伊奘氏天地と部分して人倫此理と賛育し夫と

なる婦と作るを教學の原と啓発し於是天陛下の君を
と定めて斯邦と歸て千五百秋瑞穂國と宣ふと既に
天造草昧御代よりわづらひぬ千五百秋ハ國祚永久の義
千秋萬歳とらふがごとく秋ハ百穀熟ふの時めて瑞穂
ハ稲穂のさくくを又稔登潤饒なりとらふ又火と
其訓かふるを天地ハ大環は水火のふくむありて統
括相生を而其大布ハ一日神ハ歸着の大道ありて
何なるもは斯國と日後ハ大日本と文字ハ填られぬ
夫土地何れハ人民何れハ人民あはれ君臣父子の道あり
なり君臣父子の道ありとも百の種津物ふられハ以て

物と生一國と作ることをわづらひて物と生一國と作る
と其物給一綱とせば民と命は續ぎ生と解りがごと
故に千五百秋といひ瑞穂の國と號むといふと其
七聖の御代より出く美事と鑿たすといふ其勅のまに天
津日嗣の天地と隆す一返しを稲種殊に今もむふまに
他くは勝て美事と神世より深記所由ありける
と滅ぶ事なくふかき人の世とわづらひて業はいつま
りたの義証あるかきやはかりあるは是 祖宗國と
治め民と安し給ふに穀種豊饒と先より人と善い物成
生あるととる君の任とふし給ふ世の貴きことと

よ過ぎるは何れぞ致し有職傳曰有土則有人人者以
 衣食住之三而立焉 二神降居厥馭盧島化成八尋之殿
 居處之設於是立焉扱其次の稚産靈神と生々々々蠶桑と五
 穀ととふせりととせりえ一五穀乃名初くありよ聞え一
 なる又饑飢ふ時倉稲魂命と生活い一ととふおとほ
 いふ一と年よ豊凶何れた然一みく其凶歳よ多きい
 て萬民此饑也即我身の饑りを才よ切よおぼしめす
 の御心なりゆゑよ己の心と饑もろごとく從く民と救
 い災よ備へ給ふ此御心と下されしとふおぼえ天下
 の饑と自饑ふととるされし其親切著明なると見ぞし

按よ飢饉と宇惠宇と云種藝とと宇惠宇と云本
 がな種事とふやと是吾 邦天然の言詞訓義の妙也
 之よ次でハ 日の神天が下と志落一災も給よ月夜見
 尊と天使として保食神の農業と見聞よ世ま一こと何
 月夜見尊ハ即素盞鳴尊の御事とゆえり天子に亞て
 國此宰政と主まる大節大任の重き御事なるとそ人と
 ともく農れりと検察仰付らむしと政道の第一となふ衣
 食の本源なむしバ小官と委任し給ふと醒るるとい世見
 え事と今西州の俗中秋の望よ今年の新穀新葉と一箕
 里菴太古の遺志うふよ素盞鳴尊公田とせりとい給ひ
 風なるとい 志うふよ素盞鳴尊公田とせりとい給ひ
 一云の状め一くも一ゆせ一うば 日神とさうりてん

間相去未遠ウラと見えたるタかゝるタかゝるタ君ハ九重
の雲の上スミに任スミ活スミへどと辛苦艱難と忘スミまむば民間のこ
と誠志派シの寸スこと吾身の疾痛セキよるセキ切セキなまはひ
まの君キミ稼穡セキの業ノと専シ一ニ勸メ活ハざるハされバ此等
此コと誠治シむハ庶モ百ハク乃ハ官シと敷置シおシばハふハい
ふハ士シなるハくハ人ニと活スるハ人ノや
ふハ乃ハ理リなレ其ノ民ト品第一ニて物部モノベ田部タベ工部タクミ服
部フふハえハ是ノ今ノの士農工商シノウコウといハふハごとク志ス
ふハに世降クダり俗澆ウスらハくハ其ノ君主キミさハるハ人ノハハ及
むハ而シテの官シ拜ヒらハまハくハ人ノ多ク冬ノ父ノ牝ノ鷹ノ阿

らハどモバ貴富キフの子コ弟テイかハくハ未タ曾タて稼穡セキ乃ハ艱難ケンナンとシる
ふハとハ恒ト宴逸エンイツとシく意氣イキと張テ家ノと肥コヤ朝アサ子コ夸ホコ
るハとシて生涯シヤウヤの世樂セラクとシて遂ニ葛燈籠カチヤウロウとシては祖
宗ソウと田舎テンカの野翁ノウとシて笑ハふハ況シテや勞ラウと避ヒく免メ
まハ支シ郎ラウハ千萬シヤウマン人ノの情シヨウなハまハバハのハ士シと人ノと活ス
の職シヨクに在リ分クらハ飽ムまで田禄テンロクと受ケく妻孥イメムと育ハの国恩クニオン
と忘スく稼穡セキの艱難ケンナンと顧カウむハ工高コウカウといハふハとハ所シヨ慮リョ
直シからハどモ工夫コフと費ヒと備價ヒンと高貴コウキふハくハ亦モ稼穡セキの艱
難ケンナンと顧カウむハ故コに農ノウと道ミチて工高コウカウと出デるハとハ多ク或ハハ農ノウ
入イるハと聞クはハ水火スイカの苦楚クシと被カヒらハくハ恐オソるハと

虎狼と畏るオウルも似るも農ハ日子下里勞して且賤く平生
 荒歎ウレシにくろくみく終ハシが樂土の地と志シく一歩ヒび風冷シ
 燻蝗シムクワの厄ウラも當マくハ牛馬と鬻ウる租ロキキに償ツクども守マり妻子
 と質カりして金と賃カとをたらしを刃と致してこれオキを賒カど
 とたぐ終ハシみ其田地と沽却一家と破里地と掃く一年
 の調庸アテもえて百歳の身と失ふアテも及アテべりかくして幾イラカの
 時と強ヨくも故郷ワルモも立歸ロキるべき便ヨスカとなく或ハ心なきを
 のころ毎頼ワルモも誘ロキる耕作のことはいやも賤イく行て都
 の栖居と面白くと覺えぬも果イチニチハ市井オチイも偏里オチイて長
 く浮浪マドナシれ徒マドナシとたぐもあまマく其跡マも残マる田圃タハタハ

地チも荒ウレシくたまマく其田チとうけマる作サるもの
 多オく暇マふとふかどマも浅マぬまば土チかスいスぬスならス一スたの
 つうマおろ地チらみマくマ假令カも濟マ一マをぬまばマ田チもみ
 のマ少マく糶シがマちみマくマ何マもぬマかマくマバマウマもマなるマもの
 今年イラヒト幾イラヒト人イラヒト明年イラヒト幾イラヒト人イラヒトやイラヒト年イラヒト積イラヒトりてイラヒト一村イラヒトみイラヒトかイラヒトくイラヒトのだイラヒトと
 くイラヒト逆イラヒトも一イラヒト色イラヒトも及イラヒトいイラヒト邑イラヒトも郡イラヒトも及イラヒトいイラヒト上下イラヒト舉イラヒトる皆イラヒト儀イラヒト僅イラヒト地イラヒト
 苦患イラヒトと免イラヒトりイラヒトまイラヒトばイラヒトきイラヒトのイラヒトみイラヒトもイラヒトらイラヒトみイラヒトもイラヒト只イラヒト負イラヒト之イラヒトのイラヒト間イラヒトもイラヒトたイラヒトめイラヒトら
 いイラヒトけイラヒトくイラヒト利イラヒト得イラヒトれイラヒトまイラヒトぎイラヒトをイラヒト何イラヒトまイラヒトぐイラヒトとイラヒトさイラヒトむイラヒトるイラヒトのイラヒトおイラヒトとイラヒトい
 のイラヒト出イラヒト来イラヒトてイラヒトいイラヒトまイラヒトるイラヒトのイラヒトよイラヒト死イラヒト人イラヒトもイラヒト直イラヒト直イラヒトなりイラヒトをイラヒト反イラヒトて
 才イラヒトのイラヒト煩イラヒト累イラヒトとイラヒト何イラヒトもイラヒトかイラヒトすイラヒトふイラヒトハイラヒト入イラヒトやイラヒトもイラヒトあイラヒトくイラヒトよイラヒト於イラヒトてイラヒト民

の良心もあまが為に喪び士乃節操とことごとく為に失ひ
宰輔の大義とことごとく為に失ひ君主もあまが為に天子
代く人と清ふの道と治済ふこと何れも守上下あまが
惟利を志と務むるの極にいつふ面一夫かくのぶと
涓くの流れ然として禦く危くさふあまが一期一
夕の間は何れもすともあまが危きこととや

附言

兵農相分も文武二途とあるはと一はつるもハ誰と云
ぬることなれどとあまがのあまがの次や備とを
こゝの異なりとを能くしきまふ危き事なめり三宅觀瀾

曰彼以文立我以武立學者須先識此體制此語これ要旨
と得きうとつふべし加茂真淵曰諸臣と文官武官と分
て居ハかゝの例とあまがの行る今條ふどの時よりあまが
あまがてあまがとあまがみあまがはあまが武き道とあまがて仕あまがと
あまがあまがして既今あまがの定めあまが後あまが奈良の朝あまがは猶
之とあまがあまが諸臣とあまがしてあまがのあまが八十伴緒と
と八十氏とあまがあまが款とあまがあまが菅原俊仍曰竊替
皇和之古山水秀美五穀豐饒 神聖垂統政教畢備海
内以為自足不知復有他美也尚矣蓋有國是有土焉有土
是有人焉有人是有道焉孰國得不然亦自然而然者也迨

乎海路已開儒教釋典逐年入來猶水朝于東日出所照不
乏其人文字之學亦大行為我先王天地之量忘彼此之
疆廣容衆美以經緯乎國俗於是乎有體制法律加于前修
者淮南子所謂同不可以相成必待異而後成王符所謂攻
玉以石洗金以鹽浣布以灰洗錦以魚皆以異攻之而成其
美者也而規模之大瞻視之尊職掌區分曲有其制故不能
各恣私智儒釋百家之業並行而不相悖遂以至典章文物
之盛孝子義僕之頻出于民間萬國莫與比也如其義氣貫
日月壯心吞英雄拔山扛鼎之力驚神泣鬼之謀實獨步乎
宇宙間是以屹立于淼漫中執如盤石矣雖有猛虎采頤沃

土之珍長鯨瀾毒滔天之濤者然不能窺於我藩籬亦世界
通國所知也耳矣苟生斯靈域者誰不自樂乎第已有異
方之學矣則不能莫異同之見也乃釋有兩部習合之妄作
爲儒有華彼夷我之非禮爲彼事彼我教我於是以彼此之
分立爲乃始有國學自爲中葉以降武將握權翼戴皇化
鎮制四夷乃又有武學自爲蓋非外乎文也以武入爲業也
史道の文武何ぞ偏立をくゞん後醍醐の帝文武二進
かゝりて宣いこといみじく大日本史よきふされしと
宣ふしとわさば又兵農の分まりあはれ乱まざる世
よ出るととつふよわいふしよ物部とやハ今の

さもらひてふれり似て文武兼しありおハ武と貴れ
 しハ文官武官といふも凡の諸臣を物部と云りて物部
 之八十伴男ふどハ其部属の長也又大伴大來目等の氏
 人督將元戎内兵として奉仕せむはら武事と以て
 皇朝の守護みさもらひ也後の稱と以ていふは彼中
 臣忌部五部ふどハ文官也大伴來目ふどハ武官也とあり
 又農穡と業とせむと田部といふ工匠手組部といふ
 布帛と高と服部といふ魚塩の利と通とせむと間部とい
 ふがごとく清物部も分ち稱へしは物部の名乃稱りて
 後ハ物主物頭とせむと云りやこハ神の世ハ大物主

命軍將たりし亦號と大名持とといふ是大名物主ふ
 どと云つはよのかしら此稱と後りし縁ありき
 天皇曆仁元年二月十七日關東將職原鈔曰侍者親王大
 軍上洛可然大名一人不漏參洛
 臣以下諸家恪勤之名也又五位六位の侍とと太平記み
 ハ四品以下の平侍とと又源氏ハ殿上と云りてさふ
 らひとんるは侍所ふどと是より出たりき申者まで
 と禁廷の交番と勤ふは奉所踐歷は侍と稱しと一
 段賞歿せられ或ハ奉國に飯てと京に候ひし名は
 帯乃先生平山武者取ふど自稱る
 等者其賞可起令の時諸國ハ軍團とて武官とて武
 過関東近士

事練習の者と撰て兵士とし兵士の申ふて京に奉らる
 と衛士とと漸に士とといつり此等朝廷の守衛に侍と
 わて武士ととびらとらひと取ふふとは出来ぬ古今集東
 歌に御侍御傘とともうせ字城跡のなれ下家ハ雨は海と
 とも按み式ハ衛士とて擔夫もえらる申ふどそえ
 事ととと宗一に西唐の風とと移されくる頃よりいり
 とふく法固軍団大毅小毅あどの官員ともとるうせ
 兵士の輩スレく屈るの下より崛起せし又朝廷交
 へどに遂まはれ武家の世とも成りたり
 番の公卿とバ小番といひ此等より交番の物部とバ大
 番と云ふはと何と宣胤日記ふどそ次第はし追まは
 後水尾帝年中行事に此頃ハ
 内々外扱の小番 鎌倉の頃までハ將軍家臣の事とバ郎
 衆候之と云ふ

等郎従ふといひて適は小侍の称と何と東鑑善波
 又次郎被
 召加小侍されバ士もまは民もまはれ京都に奉公せ
 依別仰也
 る者は存國に歸ると一等の官人の扱よとてあしりり
 今此風儀吾南島に遺は事どもあり凡農ハ其外之才
 養といて士と為といへども高貴ハ絶て士とかりあど
 成許さればらハ世の通法也西階の書にも使工高不蓋
 得仕朝進官といへ
 王世の時君に事する者皆臣と稱を國造のおとさクラニヤツニ
 の謂ふして陪臣と家臣といひ遂に奴隸とハ臣といふ
 け亦上は服事とらるの通稱也ある畧して家子といひ又
 轉して家来といひ一に中若
 の物にふどハ家来と侍然に後來世の乳に遺て法國
 と稱せしふととそえぬ



宮神亦三祇神と
おろり俗字あり
農神詩詠一子田畷
以上左傳稷田正也
之長五穀衆多不可偏祭
周禮設其社稷之壇而樹之
王註田神后土田正之所依也
禮祭法註
稷穀神也

先畚
禮記註先畚若神
農后畚司畚是也
稷田正
田祖
詩小雅註田
祖先畚也
穀神

謹按伊勢の外宮以豐受大神と申す
と仰き知悉し
此外宮の神事ども迄あるは伊勢の辨と
云書よ諭しあり然ども豊受問答寶永十
條及駿河風土記ふどもと併考大殿祭祝詞曰屋船豊宇氣
べし此の係らざれば記さざれば
姫命是稻靈也夫我邦とて瑞穂國と稱し豊秋津洲と

成形成圖説卷之一
十九

と稱ふは五穀豊饒と基本^{モト}の理^リありて豊受^{トク}とい
 て稲靈^{イネノミ}とハヤリくる 太祖元神^{タソウノミコ}斯^ノ國體^{クニノミ}と固有^{モトヨリ}有^ルはしくて
 千萬^{マンナン}歳の後^{ノチ}に^{シテ}國常^{クニノトコ}に立^ツて神^{カミ}の道^{ミチ}を行^ハはし
 るとくや益^シ稻魂^{イネノミ}保食^{ホクシ}皆^ハ同德^{ドウタク}の神^{カミ}と稲魂^{イネノミ}ハ五穀^{イハヒ}の靈^ミ
 として保食^{ホクシ}ハ先農^{サキノウ}の耕種^{コウシュウ}と善^{ヨク}らる者也^{ナリ}是^{コト}農神^{ノウカミ}ハ稻魂^{イネノミ}
 の^ミとく先番^{サキバン}ハ保食^{ホクシ}に似^ニたり又^{マタ}后土^{ノチツチ}と社神^{ヤシロカミ}と土御祖^{ツチノミ}と
 といつるが^ミとく洋^{ヨウ}か^カ 按^{オシ}に稻荷^{イネノリ}ハ稻魂^{イネノミ}乃^ハ社^{ヤシロ}跡^{アト}にして山^{ヤマ}
 城^{シロ}國^{クニ}紀^キ伊^イ郡^ノ三^{サン}峯^ノと本社^{ホノヤシロ}と文德^{ブンタク}實錄^{ジツロク}に稻荷^{イネノリ}神^{カミ}三^{サン}前^ノと
 あり本^{ホノ}殿^ノ倉^{クラ}稻魂^{イネノミ}社^{ヤシロ} 第二^ニ殿^ノ素戔^{スサノ}鳴^{ナリ}尊^{ノミ}第三^{サン}殿^ノ大^{オホ}市^シ比^ヒ賣^メ
 也^{ナリ}畿^キ内^ノ志^シ曰^ク稻荷^{イネノリ}神^{カミ}祠^ニ山^ノ有^リ上^ノ中^ノ下^ノ 諸^{シロ}神^{カミ}記^キ曰^ク 元明^{ゲンメイ}天皇^{テンノウ}
也 畿内志曰稻荷神祠山有上中下 三峯因號三峯稻荷或作飯成

和銅四年二月九日倉稻魂神始現于伊奈利山以長曆推
 之則其日當初午日今不用九日而以午日諸人參詣俗謂
 初午參○日次紀事曰二月初己午日稻荷社參俗稱初午
 詣又謂福參社家毛利氏調進新穀今日農民參詣特多門
 前家々賣百穀并雜菜之種子是本朝衣食祖神宜乎尊
 崇之也又曰當月土用中農民擇吉日浸稻種於水若初午
 在土用中則必用其日也今按倉稻魂と二月に祭まはる
 ハ當春既に農事と興^キの^{トキ}ありて^{シテ}仲春^{ナカノハル}の候^{トキ}に
 して新神^{ニウカミ}と祭^{マツル}まはる^ルべし和^ニ洞^{ツツ}の^ノ頃^{トキ}より初午^{ハツチ}と用^フ
初午祀の事 次乃はトメ午乃日ハ京中のみ賤稻

若由うでして河内より来たるありある年近備官の舎人
どももあつたりり淡田重方下野公助素武負茨田為園程部
公友あど研袋破子ほふどりゆきゆきとあつたりり
乃卿社ちりきあつてはつてつてつてつてつてつてつて
上着は紅梅菫葱るどかきよきよきよきよきよきよきよ
より此舎人ききとみよ女木乃本よ立りつてつてつて
どもとよりしきつてつてつてつてつてつてつてつて
中重方ハ本よりつてつてつてつてつてつてつてつて
もつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
自然はもつてつてつてつてつてつてつてつてつて
如うつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
るにのつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
極てつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
侍とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
去るんとおつてつてつてつてつてつてつてつてつて
つききつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
かくつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
卿社乃神をきつてつてつてつてつてつてつてつてつて
るつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
赤也卿前ハ寡よつてつてつてつてつてつてつてつて

つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
ばつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
侍もつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
バ重方太よ喜ぶつてつてつてつてつてつてつてつて
鳥帽子とつてつてつてつてつてつてつてつてつて
せつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
いつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
おつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
女腹とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
同僚とつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
程つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
卿社の御符とつてつてつてつてつてつてつてつてつて
子つてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
稲荷子つてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
わつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて
あつてつてつてつてつてつてつてつてつてつてつて

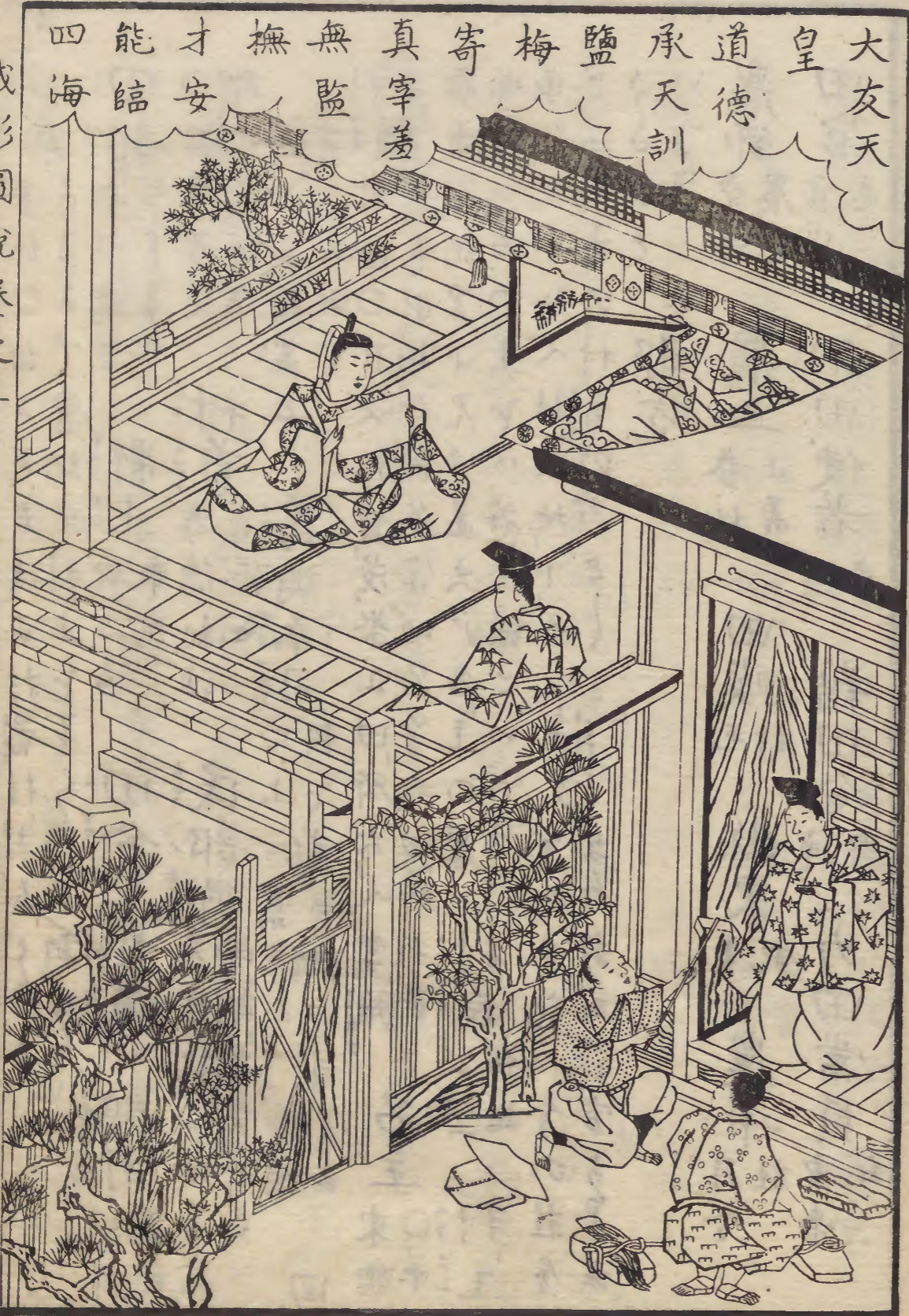
又えしり 神祇拾遺曰稲荷社勢如三狐の由縁よき本
 七社中一社の白狐と祀らる事陶原記に阿比陶原記
 ハ道足公の記しある書にて極く乃秘本也祐長記曰御
 食津乃字或ハ三狐と作る也又江戶王子稲荷と云ハ伊
 荷と稱するものハ保るり又江戶王子稲荷と云ハ伊
 斐諾尊の皇子事解之男等と祀王子社あるもの名を又
 本朝俗諺志多々空海が東寺の前まで稲荷をつる籠と
 起しより稲荷が東寺の法堂までせしむるなりハ東遊雜
 記曰出羽国羽黒山ハ祭神稲倉魂あり稲荷明神右左稲
 熟して民家始て刈入日稲束と一段高く置て酒ぶど海
 つりあ内の者集りて食と命と保りの恩と謝し又豊
 年と祈りしるるなりとついでに次より佛氏より怪談
 と加へて諸人と感へ思ふる者ハ稲荷ハ狐とおもひ居

ふあり然ども今も東都諸侯旗本の屋敷にも
 稲荷の社ありて知行所の豊作と祈りてふハは古乃
 風俗乃遺りしものなり也一抑稲荷をかく五穀の
 靈神なりがゆゑ今諸州香華の盛なり蓋亦所由
 わふと云ふなり○崇神紀曰農者天下之大本也民所
 特以生也以大田田根子為祭主仍定天社國社及神地神
 戸於是五穀既成天下太平矣故稱謂御肇國天皇也と其
 祭も大田田根子と云ふなり也又田地年穀の事法
 重られし御肇國と云ふ稱もなり也大田田根子
 氏録初夏百首俊頼の歌に初苗ようど乃玉枝と云り
 初苗

つて五十載クシまのじと一つくり紅は侍は田神祭の式
は五十載クシとて神酒ニと急ふとすは大豆マメ哉ヲて髻ウヅ華の
やうにさるやと一ハ翼津御年とて稲の名也○田神祭
の初日夫神代は十町町の田あり保食神乃依り初一所
なり此田志一れありやうゆも志の末乃末までを治る
アホさう御田神さればその十町町の秋乃たり穂
甚い快く穂の長さ一尺八寸許ぶらう其穂の稲の
米されば粒のふとさ一寸八分さうと此米と飯は
かゝるは天下萬民の命と継く酒は造まば泉と湧て不
老不死乃菜とある條はつけを祝の家のかちんとある

是と服ホコシめと人々ハ友の目と何つくは冬の日とさう
ら此田の神乃皮膚のぶとく何うくと危ヤシのくこ
ころうれしく我とさうどや十町町と初とて一町田
のありまがとていともて耕と春の初より秋の夕
まが一粒万倍とさう神あるとさうの大オホ神ミカ祭ツラ 天照大
神と初まは諸神と初清しとさう神具と供し神酒とさ
ハ染シロとととのへさう膏ととさう中とさう頃までと御田
神と清やとて見苦きとのはかへとハ必土乃人の命
と継く田地の本はさるは其ハとも何とてりく何れ
天照大神の勅とさう御田とさう神されば五穀成就

の嘉をまらふ神樂とのこたの樂とてやせ又是ハ何
 たるゆゑとありし子孫繁昌の子やとよめと一尺二
 寸よりいよりて申とくむめてはりし飯といともめ
 一りいともあり 田神舞ハ面とかけ頭上冠髪といひ
 ぎりよふ飯匙と幣と紙持袋といひ
 めて舞禮月令季秋命冢宰舉五穀之要藏帝藉之收于神
 倉註要者租賦所入之數藉田所收歸之神倉將以供築盛
 也漢置藉田倉供築盛置令丞即古甸師唐宋曰神倉羣邑
 每以乙未祀先農○事物紀原云今人以歲十月農功畢里
 社致酒食以報田神因相饗飲樂世謂社禮始於周人之蜡
 云



大友天
 皇
 道徳
 承天訓
 鹽
 梅
 寄
 真宰羞
 無監
 撫
 才安
 能臨
 四海

天邑君

書紀○按子邑君後子村首村主ふりえ

田部

亦田邊り 縣主 田令 稻置 郡司

類聚國史

村首 萬調奉司 民部卿 郡司

稻公

蓋稲置と 穀と萬の調の司と云 田

所職 東鑑○日次紀賀茂祭よ田所六人掌檢 名主 東鑑

原康富記等よんゆ蓋大戸名主の畧 村長 村主

也後一名の主とバ名主職といつり 村長 村主

承久記本給人村主地下人 莊官 室町日記○今の莊屋

いづる名と 郡方 田畠 縣吏 農率

農師 農官 農正 正義 田畠 縣吏 農率

田官 食貨 稻田使者 藉田令 力田常員

農都尉 魏志 農圃監 東都類 田正 會要○以上五 農官

郡官 地官 以上文 稅官 過庭 租吏 致富 全書

蕃名レニテメーステル

古語云天子之職莫大於擇相宰相之職莫大於進賢宰相不以進賢為急而惟以貨食為心非為上為德為下為民之意也抑人委任の道亦難しと云はる

穡乃事甚重一天子輔相乃臣とハ申食國政大夫
 と云らぬも政ハ民と合ふに在の謂ふして保建大
 紀ノ燮理陰陽尊崇祭祀又經營遠通柔懷黎黔
 の人々ハ一と云ふるも一と云ふるも堯舜の時后稷と譽て
 農師と一公劉復よく耕種と務て遂に周室と無
 やり夏禹王ハ親水土と平治田地と治め外ハ八年
 三ノバ我門と過て顔入と孔子稱之云禹吾無間然
 矣卑官室而致力乎溝洫秦ノ治粟内史といハ漢ノ
 必り大司農大農令等あり治平全書ハ明太祖自田間
 起注意農事即以康茂才為營田使下令ハ一ハ按ハ成

務紀曰國郡立造長縣邑置稻置公望私記云稻置今村長
也蓋公田の稻倉と兼知
伊居蠶と書り 欽明紀曰以葛城山田直瑞子為田令
 又曰量置田部其来尚矣遣膽津檢定田部丁籍尋拜田
 令為瑞子之副王海と田使俊行字難波五郎と始 應神
 御宇武内宿禰とて百姓と監察せし後とあり七
 道巡察使等あり皆民と敬農と勸るの官と非るハ
古事成務記曰定賜大縣小縣之縣主と云え縣とハ
班田の言と出 後と郡と也國史延曆十七
 年詔曰昔難波朝廷始置諸郡仍擇有勞補於郡領子孫相
 襲永任其官政事要畧曰郡領者今之縣官也親民行化實
 在斯人續紀曰天平元年任京及畿内班田司元正紀曰七
 道巡察使所勘出田者宜即同隨地多少量加全輸正丁有
 不足國者遂又民部之稅等の郷正の員と云ふ省と交ふし
 以為采田

て平治而還文武二途フナカタより山寇海賊手と収ヲサりて
も鹵莽滅裂農戸日小相下して相遠ミルき是と上世ミナキミも
於オく視ミルて翅壤隔のタみふミと孝徳紀曰大夫所使治民
能盡其治則民頼之故重其祿所以為民也ニスルさニは郡官ハ
必ニて重ニき職掌ヲあり夫人の性命と立ツるハ衣食に在テ
衣食乃漁ハ百姓乃務トも出スる事と辨ハるハ其宗ノと司ヲ
人ト方一ノ人ノの役人何レも年中の耕獲トゆレんハく
下知レく民の疾苦と觀察ヲ寡欲ヲして偏頗ヲなき人柄
と擇ビ農業ト勵精ヲめぬハばおれハく民ハ邪慝ト乃
情ヲふく年貢未進ト稀トなるハ早潦風霜の侵ハ蟲蝗トと驅リ

除クの段ヲも預メかり置キは是ぬハ是上ノ人公平ハ
く私ハく正道トとして下ニ試スむハつクふハ何レも
愚痴ヲる百姓トとシて其徳と感孚トふハく何レも
奸智ト出スる訟獄ト得ルいハずハるハ然精出ルく農と
勤ル者ハハ褒美トとシて又引クへク懶惰ト者ハハ罪
科ト課役ト下ニ奉公ト我物トせシ目ノ前杖ト乃
威ヲ畏テ才ト勤ルやハれハも畢竟我物トせシるハ
と多く公事常ニ緩クるハくハかクの如キハ官其職
を稱スむ民其業ト安シむハくハ顯宗紀曰百姓言國
中無事吏稱其官民安其業トいハくハ王代のめぐたキ

い、ホトハ天^ノ下^ノの万民^ニ其^レ業^ヲ安^シ着^ルゆ^ルは、^{モトヨリ}其^レ本^ハは風俗^トと^シつ^レを^キた^スと^シ固^クみ^テ風俗^ハ正^スル^ニ其^レ後^ハ礼^義の^あら^わる^おの^づく^る也^{ナリ} 文^武帝^詔曰^ク夫^レ禮^者天^地經^義人^俗鎔^範也^{ナリ} 元^明帝^詔曰^ク凡^レ為^レ政^之道^以禮^為先^司馬^光云^ク天^子之^職莫^大於^禮禮^莫大^於分^分莫^大於^名其^レ所^謂禮^義ハ衣^食足^ルを^以萬^民其^レ分^と安^じら^るより起^ルも^と其^レ分^と安^ハ即^チ風^俗の^正し^きも^存る^風俗^の正^しき^ハ皇^國の^つく^る乃^チな^らん^中山^愛親^卿の^歌よ^く玉^乃茲^とま^るべ^しも^分は^なら^ず華^原の^道の^正し^きは^皇國^ハ淫^盜の^俗を^正す^漢書^ニ云^ク一^人

民^豊樂^禮義^敦行^の地^也と^續紀^ニ載^ラる^神靈^所扶^レ禮^義之^國と^シハ^唐玄^宗乃^チ我^レを^遣る^書簡^ニと^シて^云く^是を^見る^雨森^芳洲^曰唐^山朝^鮮及^我國^俗為^之三^國衆^言三^國之^智惟^我國^為最^勝舉^國家^大事^係於^天下^者而^論之^乃可^以知^其優^劣矣^朱舜^水曰^ク本^邦乃^チ唐^山を^まさ^すは^る也^三一^其一^は百^王一^姓二^は天^下の^田地^盡く^公田^也三^は士^世祿^也一^は俸^重一^は唐^山の^田ハ^皆私^田也^一は^士の^祿を^唐山^ハ為^く多^く貧^しる^を利^と逐^て其^レ風^俗鄙^吝者^多り^谷秦^山曰^ク西^土之^建國^以篡^弒為^基業^是以^伏義^以來^更姓^者三^十氏^以弒^書者^二百^事其^餘故^伐紛^々不^可疏^舉風^俗之

薄惡為何如哉○谷川士清曰夫弑君弑父非一朝一夕之
故而春秋二百四十二年間弑君三十六我國紀神武以
後四十一帝凡一千四百年矣所書惟二帝而已然俱在報
私怨而非有意于神器者也弑父春秋比々不已我國紀無
一載之者宜乎西人尚稱謂君子禮義之國也○高本紫溟
曰大御國乃人の学問を漢籍法の之讀く事多りぬるよ
ハあゞ御國志書とて其々其々見ればべき物ありた
りよう人よハ必又一社の倫ろふりた其の志かこゝに
たのつゝわづらひ理有り物あるびハその及法あり
らめて其の仍いふ法治め其の脚とを事し備くす故わ

ざかしくしそと一か此一ツハ君と臣君ハ臣然り然りみ
臣を志成うやまおど辱る大御國ハ此道よりけり國
よとこれよりいふ一人の教とを成んとも知るぬべし
海ゆりバみつくりむね山ゆりバ草じとりづみ大皇の
屋よりそ志あめあどる法教を計ふ屋のりむと二よハ
たやと子おやハ子成たてし子と親法慕道なる教
を父さきにわまハますかこころ母と三よハ夫と妻とよと
ハおとつとめ妻ハうり成守るる屋か親すやり那命と
いし教よまこころハとよいも歩あハりよめおし何と
はな成まてとハかこころ成まてはまは解しとよと四
よハ長といとたるまおとる成法よふしと幼ハ志しけ

持の體或不失者何事といへどと乱雜及覆の際君と棄
て恩と忘も敵子降して義と持くその往く是の事夫千
萬人今日父母と將養そのを皆おのく其國乃重恩と戴
く其在る後てと寤くと忘るるにさハ君恩乃一な
らばや林鷲峯曰夫臣之於君雖有周公之功亦是我職分
也と後世庶恥の心漓僅に尺寸乃功ととく己の力と
眼前の手柄と考ふして妄に爵禄と干ぬ褒賞と希ふと
の少かれば其弊おのこ下流に流て農夫及い稼穡乃
道と考己の作得と貪る有ととく無と一豊熟と儲て凶
荒と称ふが如き又郡吏をばとのと安愉ふして行義心

かくざれば百姓と教化もふらそらば又今日田と耕
穀と納ふと皆主君主一人への奉公やととおもはば今夫
皇國不ど魚鹽乃利鳥獸の肉山海の産もて美りたる
のゆく日出て起き井と鑿て飲む誰乃力たりおりおる
き玉運曰幸に此御國人と生きて死んでる稲をば朝夕
を飽きて食をばはるてとすの皇神乃恩頼哉おもひ
まはるべきおとらふよそのことよくなるとして区次ハいと
とく心の流るごぼよこは河邊土佐の川谷子或人の雜
話談雜せし末に生きたこいあふ困ととくぬもや交
うこれのといろふ何人とも詠ると実にあつる何りて

そすゆの里はまは何とおのまは急懶て他国と羨み吾
君とは恨ましくと實に憎むる其の甚しき方を嘗て
之語こゝの土俗は沖繩人の子守ぬまは農高ともは農ハ
雞の初声より起さ出で各世の宮と競い家の業は勤む
ふ也沖繩人ふどハ物静けきさほなれよかゝりに行ふと
一時ハ月口を冥きかゝりやうに急しく物と早く起が
う一月と安りま着ーがくくみん何るーソつる凡物
おとに油断して質鈍きは田舎人の習ひ也九重の雲乃
上人ハ志は都會の地は住めふハ質さ悪さと身と律
一人と令らるも功となれおとさ一敏なる邊鄙のこ

のは冬ハ物餽ま向ふまどハ埋火のことに躊躇一復ハ
夜々く更るまて徒行き行く何事とまきのふるふの日
城曠くこして明日川の瀬瀬常かゝり為さ氷成踏が上
なふかげろふ此露の命ハ流るゝる乃原は歸らぶかと
おのいもかゝるざらおとせなぐらハ一紀事なる是等
も亦禮義と存らるやうに衣食足らばやうに其本と被
ふはれものは農桑成はしむふに在り農桑と勤然とむ
るハ即農官の職分なまは具責むて大切なるおとく
也或書まむり筑後柳川の老長小野和泉立花三河
二二年家二よふて支配せらるに柳川乃城と鍋島直茂
は攻られし時兩年秀吉の威と争はる軍法一子定ら
ば抜合志多ふとむくさゝこの柳川方利と失ひおと

して之と致さる工ハ高き去りて況や農とや後五道ニ
 農稼と賤して金浪と羨ぶより人情日々に利路ニ趨き
 鈿銖と己子得と以瑋より男女生業と顛倒一鄙下門戸
 と持とふの夷風は何れぞおの妻女と私窠と
 して敵て恥ぶ所の汗俗よむるもの何れ先王其然と
 志るや先農耕孤重一質樸と導きと掲る衣食と事と
 るよハあはれ風俗と維持一礼義と存る法以て政教ハ
 存と志るふ也古語云帝王之學匪藝匪文畏天之威主德
 為最 後鳥羽天皇の大御歌おのむらぶと下と踏
 己より道何れ女と人子志るせし嗟乎天下の否泰ハ

上一人の心よ存つきり百姓の窮樂之は係まり君宰を
 らむ人々其不どくは従て治安の道と懋むと豈翹一
 国一城の福もむむや抑 皇国の至幸とや

大御寶 古事記○書紀ニ人民億兆衆庶百姓蒼生黔首等並
 古事記ニ訓ニ蓋古は良賤に御財調物備進礼は古事
 記傳引江家次第曰為公御財御調物備進礼は古事
 於保美多加良云言の正しく見えたりやといは

多美 即民不古語拾遺ニ田人と書るは粟花物落多
 義より臣亦於美と訓益大民より皆君に對し
 君ハ諾冊より出て君に非る者臣とも民とも縁なり
 耕人同上 田子書紀○多く教み保めり任二葉片山の
 のみいぬつくく人今擔桶と田子とつらふと田子れ持を
 のふれハ也也ハ包丁ハ包丁のつらふと田子れ持を包

丁乃ふるべき哉やぐく包丁とのこらあぐてし梅は海
 變志云民戸強壯可教勸者謂之田子田丁と云えり
 佃人出雲風 賤子 万葉集〇志の及とては鮮民とい
 乃ハ助穉多り名称ハ非を芳雲集又り立て田つ
 らの里よるのむとこ酒ある春のおのりよるの
 民種歌よ卓乃義よ船て民乃卓葉民此千葉ふどよめり
 ないく子世 皇州猶公民とらふがぶと藻塩艸よ
 乃秋まて 野民なりと汪せハ切もれ
 大戸名 百姓 出雲風 佐久人 佐ハ田稼の大名洋
 農夫 毛詩 農民 前漢 農人 歸去 耘夫 唐書亦 田民 文説
 〇昂毗也 種戸 宋 租戸 綱目 稅戸 糧戸 課戸
 亦田父 耕戸 經國 耕人 大蔵 佃戸 訓蒙
 以上文 耕戸 雄畧 耕人 一覽 佃戸 字會
 獻通考 耕戸 雄畧 耕人 一覽 佃戸 字會
 蕃名アツツケルマン 亦ラントトニ

大戸名ハ孝德紀ハ村首とある首とて名ハ主と毎小同
 紀ハ凡戸主皆以家為之と見えて一戸々々の主と泛稱
 一りふあり 豊太商の令書よおとふ百姓とニふ 出雲風土
 記ハ天御領田の長とと一り 又孝德紀ハ五十戸為
 故ハ万葉又五十 戸主ハ後ハ戸頭と書せり 元正紀延喜
 戸長と書り 按ハ冊府元龜云天下百姓 又蝦夷の地ハ郡主地頭と云者
 丈夫戸頭者宜各賜爵一級 又蝦夷の地ハ郡主地頭と云者
 云く其部落一村ハ於登奈と稱る酋長ありて事と執
 事と云於登奈ハ即大戸名とて上世の遺稱あるべし凡大
 戸名ハ某門の某と名呼て各田所ハ就て門名あり其門カド
 の主ありと大戸名頭とせり又いふ一門主あり 田主あり 豊後

清耕 織圖 土膏 初動 正春 晴野 老支 節早 課耕 辛苦 田家 惟穡 事隴 辺時 聽叱 牛聲



源氏 神 ぬき かつは かつは かつは かつは かつは かつは かつは かつは





沖繩にて壘關とふに
 よハ十人許づ一列に
 とし前後に立
 てのく漱と
 揚土と云は之と
 寄獄と云は之と
 とて歌舞せし
 めその器倦と勉
 慰の今恒吉田踊
 の式今恒吉田踊
 凡仲
 繩の結
 髪男ハ序
 かしらと
 云女ハか
 らは孩と
 云皆我古
 のき風よし
 此俗ハ湖と小系

風土記榮花物語等にも見ゆ梅子綱目宋紀云以公田給
 還田主三場云今之民田至數千頃者有之矣則佃客之家
 必以万數皆服後又大戸名頭と畧して名頭ともいひ
 於田主之家折戸いまづ別門名と有む大戸名頭の田
 其名頭より折戸いまづ別門名と有む大戸名頭の田
 と班ち授て佃もの名子とて小百姓下作とも呼べり
 万葉子大名兒とんえつり梅子訓蒙字會云農俗大戸名
 稱佃戸謂治人之田者是名子小百姓と似たり大戸名
 ハ礮ハ長門なり名子ハ次門あり今之と總て大戸名と
 つふとよあまり武州橋樹郡を以て名主と仲屋と云
 仲屋より別つると新屋と云新屋より別つると生屋と
 云是沖繩より平民百姓の事と新屋といふは似て尚き
 逸名あり一屋といふ即古は戸今又士類の一姓より出

和漢共廣才德智の人農民より出づるべきは其多し古
歌に植て尺よ花乃をぐぬ里をふしん切らるるハ
いやー志うは子農夫常不其天職と奉て上供養する
一日として怠ゆる時な一若急まば有司と下吏と天子督
責嚴肅ふしと僅に免るまふあり志うれば上天
子乃命令と奉て代くる天職と任らゆる者孰うハ其職
と怠る事急るおと豈得危らん哉此道は國民を治
ふハ其土の入税幾許何れも其出費を之に納くいくむく
か付べきと量て常に驕泰といま一め淳素よ存せし
天職と奉行ふべき理ふし志うは天のやいと
君宰の不職と咎て背害文臻て災下民に及り
魏志云
天地神

明以王為子也政
有不當則見災譴
宣化天皇詔曰食者天下之本也黃金
萬貫不可療飢白玉千箱何能救冷少は君ハ農を治め
農を君と養ふとのふして減り天下の重宝ふ付べし
我 先王其志うはと知るや百姓人民と以大寶とを寶
ハ田力なり夫 祖宗愛とらる者ハ惟民田ふして賤と
る所ハ則金玉を儲と身よ存て其の孫謀と貽る此乃
皇祚無疆の基本ふして亦以て五穀豊行乃隩區と
るゆ多ん也 詩大雅稼穡惟寶又漢書明君貴五穀而賤金
玉○范子計然云五穀者萬民之命國之重寶
也ウの唐宋元明乃篡奪常と一國祚乃永命と保ざらハ
皆其の祖宗其基本堅固ふはるま何れもや 千カゴロ 近頃康熙

成形圖說卷之一終

Handwritten text in vertical columns, likely a continuation of the book's content or a preface. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

成形圖說卷之二

目錄

田地 附歩法

里程

土宜

隱田

畔塍

白田

畦

鹵田

附畎

附沙田

成形圖說卷之二

成形圖說卷之二

農事部 田地類

多登古呂

書紀〇而田地也東鑑二ハ田所ト何レ橘次為茂賜富士郡田所職ト又太平記伯耆卷曰執事田所

登古トのレハレ苗床ニ存ル也ト是レあり

志呂

和名鈔水田の字ト訓メ又和田ハ仁義多熟田の事ナリ説文暉音柔和田也

田地

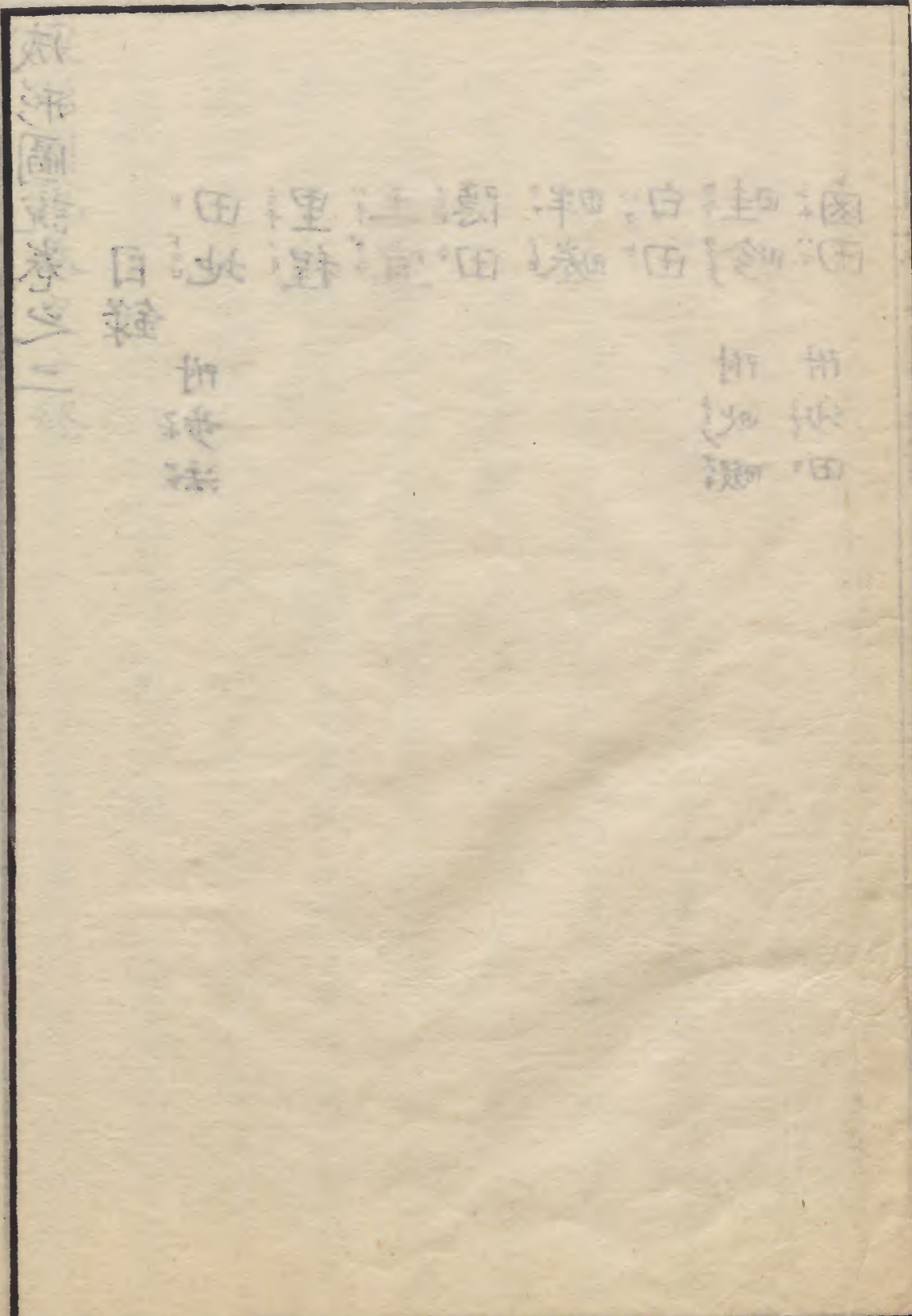
書禹貢〇五篇田土也地也説文樹穀曰田象四口十阡陌之制也正韻土已耕曰田又耕治之謂田

蕃名シイストラント

塩土傳二田ハ平也一説二平ハ田開の義一より也二ハと

按二子田一ハ本水田ト主トして二ハ故一ハ水田ト多ト割

陸田ト波多ト割レ是孝徳紀二分割水陸一也又民部式二



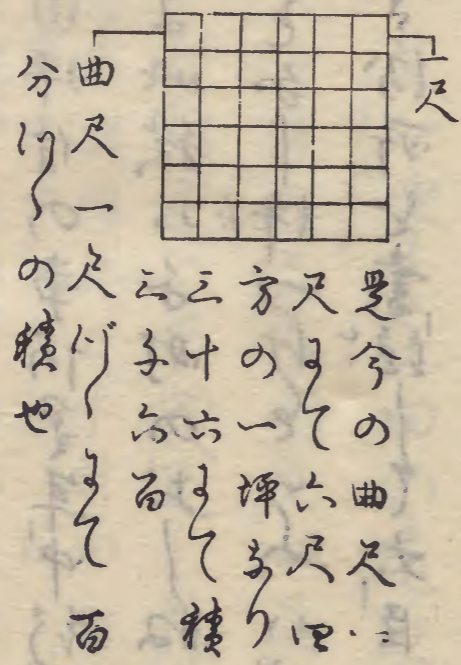
陸田水田相交授之とあり是今の田畑支配あり○志呂
 てふふとハ舊事紀ハ將田地佃とありふと始ふや神功
 卷ノ神田とと又和名鈔ハ淡路國神稻郷ともありハ並
 子後ハ神田神戸圭田などいふものあり幣代神代の謂
 たり圭田武蔵風土記麻通利の田と歎後仁德紀田と墾
 訓漢の圭田社田とおれ一四萬餘頃とと孝德紀兼并數萬頃田なりといふハ頃
 と志呂と刻しふとの始あり和訓栞ハ土左國五十餘萬
 頃海に設せしふと書紀ハ見え土佐傳あり所りせふ
 一十町といへり十町即一萬石の地して吾川郡あり
 けり是代の義るるべし和名鈔ハ頃今之法六町六段二

百四十歩と見えたり畝百為頃とふちがたり蓋同朝廷
 より名代子代とふこと始れたる其代ハ太子諸
 王とてハ皇后の為ニ食封と賜り後ニ其陵邑の守田
 たりえらまるとは見えぬ守田の事今是神廟ありは諸王
 等より後々の支用供給の代として田稻若干と封せら
 るるの名と見えたり又歌ハ十代田五百代小田など
 派ハ田の物成の成實ハ就名ありして今云定代ふ
 是式曰代頭也三十六歩為一段頭一段為一町頭頭ハ
 五六とある頭ハ當一代七坪一二代十四坪二
 三坪三寸四代八坪四五代三十六坪六代四十一尺
 六寸

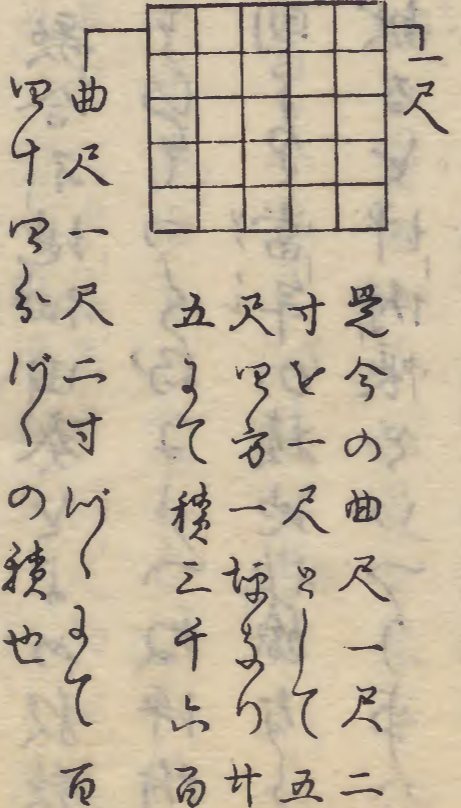
成形成圖說卷之二

純之と辨せり或問、田令集解古記曰、雜令度地、以五尺為一步、
 又和銅六年二月十九日、格其度地、以六尺為一步、若未令
 格之趣、并段積等改易之義、答曰、令以五尺為一步、若高麗
 法、曰為度地、令便而尺、作長大、以二百五十步為一段、若亦
 高麗術、以高麗五尺、准今尺、大六尺、相當故格、云以六尺為
 一步、若則是令五尺、內積步改名、六尺、積步耳、其於地、无所損
 也、書紀通證曰、中古之制、方六尺五寸、為一步、即一間、有
 天正中復用六尺、蓋準古五尺、中古六尺、五寸、と云、
 里始り、と云、按、田割と六尺五寸とせ、と豊太周の
 定、と云、天正年中復改と云、復の字、證とせ、上世と云、
 の田割と云、一町、三子、と云、坪の積、あり、と云、五六の積、
 改て三子坪と云、一町、と云、凡、本邦の田制、町段、畝、歩、分、厘、
 の次第、あり、古今田制、別畫圖、をのぶ、と云、し、

六尺一坪和銅の制也



五尺一坪令の制也



坪ハ即歩あり、方六尺なり、今の席二帖敷地と一坪と
 呼、坪ハ和字なり、字書ハ、平也、と云、或曰、評の省也、坪
 書紀ハ、一部と云、と云、坪ハ、と云、坪ハ、と云、坪ハ、
 と云、一局の界、坪ハ、と云、坪ハ、と云、坪ハ、
 名の、と云、坪ハ、と云、坪ハ、と云、坪ハ、
 名、と云、坪ハ、と云、坪ハ、と云、坪ハ、

人としておるせむよくは壺くハとのこふがうて
 ひすとさめのはいくともとく又鳥逐曲は西田
 をよ千町東田とよ千町坪のふかの町乃行とほろく
 爾雅子宮中術謂之壺陸奥国宮城郡坪碑の事風土記は
 尺えりし和訓栞曰つおとつふハ此壺よ人夫と量る坪
 有りて沙陣法御坪遠侍るどの名有りとい朝野羣載ハ
 つる是れ坪ハ界局の名ふと志る壺一朝野羣載ハ
 田坪付の事何年中行事歌合不堪佃田奏とよめ歌歌
 又此秋ハ千町のおしぬ敷といつるふよとぬ坪附
 とおし坪つけといふハ諸国も當年の損地作職なる
 ざふ所と書注して大臣も献ると坪附帳といつる事ハ
 江家次第よくとし一〇歩亦阿由美と称ら右ハ質素ハ

て結繩の政は書紀以千尋梯繩結為百八十級也或
 ハ是と擧て土田の遠近闊狭と量る四つび足と擧て六
 尺も完るるり因て四足目よもハ三つび足と擧て六尺
 とも是れ是よも幾足と計つる千萬歩といつると誤ら
 海東諸國記日本計田町段其法以中人平歩兩足相距為
 一步六十五歩為一段十段為一町一段準我五十損と蓋
 是周歩と以てつる春秋宣十五年秋初稅畝杜註公田之
 法十取其一今又履其餘畝復十收其一〇通鑑宋紀及其
 既種有司履畝增之〇書叙指南云親按行田曰〇田地の
 履畝履畝ハ是數と踏畝段と定むるかともなり〇田地の
 長短廣狭よとつるぐいぐ幾區の名目と立て或十歩と一
 區と一二十歩と一區と一畝以上と一區と一畝一
 畦の中として一區とよる等の差別の事世麻知は畝間

道少く畝町と通せる凡、古ハ田法畝とてく敷ふ區ハ畝
 又満ざれども各其畝の内にて田乃界くとせふと以畝
 間道とらふふべし
記勝之書云稻種春凍解時耕反其
 土種稻區不欲大則水淺深不遍
 とらんえくを是みて區の字よく崩れり字彙云今田野間
 人謂田丘為田區又區田の法農政全書の圖説に詳也
 一畝ハ三十歩なり六十枚敷ふに同く町段歩と以て田
 と量は大化に始まる古者ハ幾代幾畝幾毛等と以て計
 ふなり日本總國風土記に假粟幾九幾畝幾宇田宇ハ蓋
 宇祿の
畧或幾圍田幾毛幾文など何ふとんて知べし今俗に
 作字一毛取二毛取などとい或ハ一畝と一升蒔るどもハ其
 穀と蒔ると一升なり蒔きと以てなり畝と世と訓るハ

阿母の畧といふ

一段ハ十畝なり即之を坪とて十、七間二尺一寸四方也
 といつと一段は若ハ一段三、六、十歩ありて越後國下
 条水原等乃村は一、反、六、十、歩といつり蓋申昔の田
 割のまゝありて一〇幾多は寸咫乃訓義即段ありて幾
 畝といふり同し寸咫とは尚一きれあるらむとて
 一畝とて寸級乃増加とて極多向ありて寸よを咫とて
 寸尋は升ふがばとし佐津よ幾きとの辭あり階段と幾
 畝と尋ふとおれし〇段乃字俗り反乃字と用し書紀通
 證改草書乃訛也右文書略と取よ此を強倉園費守藏記

元亨二年河内進軍と段反の二字類一用する拾芥鈔

一段為一町頭唐史朱仁軌誨子弟云終身讓畔不失一段

一町八十段ある是即三千坪として六十町は横五十

間也此五十間の中と十間八道と取らず中央と十間を右

と田畠間りの割あると十間の道割として細く所隔畔

路を取ると此十間の敷と八えりして割取ありいつと

十間よりおよおさぬあり又拾芥鈔は十段為一町

積凡厥一町積三千六百歩也當時狩此町積あり一町

○麻知は間道ふて即町也區訓て町町と蓋間道ハ田中往返とるさの大界と使故此方の田敷町ハつて

極と原集韻田畝謂之町○字彙町田區畔埒又左傳町原

坊賈遠謂原坊之地九夫為町三町而當一井也按今俗

畝町ハ訓と以一町段ハ字と以呼つて而歩ハ即亦坪な

ぶ六とととと後宮中市上の巷陌と呼て町とつと

小田町の義なり右町采女町ふどつあつて町のちい

さい所とハ小町と小野の小町ハ出羽郡司小野良

実ガ女とて宮中の小町ふらん在るれハ呼つて女草

紙小町の歌よく泳めふとのさる名ハたか

大と市防と称と比屋間○田賦集曰古の田券ハ一

段と十と分て其一と一と記一二と川と記一三と川と

記一四と川と記一五とは一と記一六と下と記一七と

八と記一八と川と記一九と川と記二〇と記二一と記二二と

或曰伊勢より八田一段より三十束州と稱す是は一所三
 百束より十五石とあり下田よりあるべし又三越奥羽北
 邊の圃より田を計て何州と云ふ民の考を稱して幾
 千州幾万州とあり等ハ田四百坪と一反と云是は百州
 として男一人より五男の考を稱して田ありて百州
 より穀二三石と得たり但上下田より不同ありとい
 里○西土の畝率を考ふ唐虞夏の三代ハ六尺一步とい
 魯般尺の高ハ五尺即魯般尺の五尺三寸周ハ八尺魯般尺の五尺三寸
 五尺あり即魯般尺の五尺三寸周ハ八尺魯般尺の五尺三寸
王制云古者以周尺八尺為步今以周尺六尺四寸為步
陳澧注古者八寸為尺以周尺八尺為步則有六尺四寸為步
以周尺六尺四寸為步則一步有五十二寸是今步古比步
馬步則出二尺二寸八分然と王制ハ蓋漢儒の策と

所本文及疏義等皆誤あり洋々律漢志云六尺為步百步
 原矣揮の辨しぬりは此の復言也
 為畝或作畝後漢趙氏云今以二百四十步為畝古百畝當
 今之四十一畝按趙氏が説ハ秦孝公の制也宋程氏云
之二百金仁山云古所謂畝其廣六尺長六百尺是為一畝
 古者二畝半當今一畝十步司馬法云一舉足曰跬跬三尺
 兩舉足曰步步六尺是ハ人の左右の是と云ふ一歩と
 之尺は積り左右を是と云ふあり然とも後世ハ倍々
 尺長くあり今之六尺ハ人の一步よりありて二尺よりハ
 倍々故に唐六典に凡天下之田五尺為步二百四十步
 為畝百畝為頃制度通曰町ハ唐の頃を準し段ハ唐の畝

よ準して廣狹あり右の百歩ハ々の四十一步ありて一
頃ハ此方此五町七段二畝なり今按よ和名鈔又頃今
之法六町六段二百十四歩ありと云しと云べし段又
ありあがり律原發揮曰一夫所受百畝之田 本邦今の
三町七畝三步餘あり井田九百畝ハ 本邦今の二十
七町六段四畝三步餘あり是明乃里法より依て算る
也獻可録より司馬法より歩百と一畝と云ハ一畝ハ百坪
百歩ハ一石坪なる歩ハ一石坪九百歩ハ九石坪とて是
昂井田の地畝あり是ハ司馬法の頃の畝率とてとてあ
れ々の田制ありと云今按よ周田百畝ハ斯方の田あり

て二町四段二畝廿一步餘ありハなる畝ハ斯方の田ハ
一々廿一町八段四畝十六歩あり然とも井田の地畝ハ
夏殷周の三代各同一ありはは井田の所より辨滅也
了て了て了て了て了て了て了て了て了て了て了て了て了
五尺為歩闊一步長二百四十歩為畝百畝為頃今按よ即唐六典の
歩法と令荒政要覽角地法云一畝分為四角每角六十歩
也今清國の畝率より自方一弓と一歩と云一弓と云
ハ昂丈量弓尺の長ありて此方の歩尺五尺五寸なり二
而四歩と一畝と云此方の田法ありて五畝七分二厘
七毛八絲有奇ありと云と云ハ清の一畝と云ハ 本邦

里道程の始と終し今ハ廿里以下十六里以上は大郡
十二里以上ハ上郡 八里以上十一里迄ハ中郡 四
里以上七里迄ハ下郡 二里以上三里迄ハ小郡と云々
いづり拾芥鈔曰卅六町為一里卅六里為條條起從北行
於南限卅六條里起從西行於東限卅六里町始良終乾と
條ハ今の鄉村ハ東條西條と云々ハ小く里路ハ十六町
と一里と云々ハ是始と云々ハ一町の五町一里と云々ハ
五町四方田地の制あり奥州多賀碑令式風土記等
の記も所見也按古事記ハ船の餘枝と云々ハ
其音響于七里と云々此の七里五町一里ありてハ今

の一里ハ一町是らざれば七里の中央ハ居て四方ハ
出と八町七段許あり又東鑑ハ足利又太郎忠綱ハ呼聲
坂東路聞于四十里四十里ハ今の五里二十町計されバ
五里の中央より四方ハ一里十四町と云々ハ
事見太平記新田義貞の夢状と云々ハ京都より鎌倉まで
の路程と載てハ百里とあり五町一里の八百里ハ今の
六十里ハ町ありと云々ハ相模の七里濱上總乃九十九
里濱と云々ハ故址と云々ハ
本藩大隅福山御七里原又
三十六町為一里と云々四方田地の制ありてハ一の
五町ハ量地尺長されバ後の五町と云々ハ其ハ其れし因て

むり一里ハ今の古所といふと今の付くより按
仁徳紀四十一年春三月遣紀角宿禰於百濟始分國郡
場具錄郷土所出又天武紀十二年諸王五位伊勢王等巡
行天下限分諸國之境堺といひ凡古の時東西南北と極
谷地形と度り四海と甄て天下の邦域と記し道里遠近
の碑と建ち終つと國史に見えられども當時の碑文
今不残るもの僅に東陸一二に過ぎれば其始る所未だ
存多し續紀限伊勢大神宮之界樹標といふハ即今の
界本也經國大典云東海諸國用日本里數其十里准我國
四十里也信長記云天文九年冬將軍家より諸國へ仰有

て四十町と一里とし里堦乃上よ松と檜と松と松と
也奠陰逸史曰慶長九年二月下令東海東山北陸三道每
里置堦既而西南亦皆依其法云今里堦は松檜と松ハ是
行旅の準望庇蔭の便めて此等のより既に後紀に道邊之
木夏坐蔭為休息處といふよりさよりやえり今是
と並樹といふ漢みて街樾道樾といふべし北史云韋孝寬
是路側一里置一土堦自孝寬臨州當樾處植槐木代之行
旅得庇蔭周文後見之曰豈得一州獨爾當天下同之於是
分諸州道路一里植一木二海東諸國記云日本里數を
里植二木百里植五木焉
舉て其一里准我國十里と是五十町一里といふ所あり
孝徳紀五十戸為里と始りや慶長九年より定て三十六

町と以一里と以即六十間にして三百九十尺也或又六
 町四十町四十八町伊勢路のボ五十町七十二町山陽道
のちときと一里とと處所異同有りとも西土の里歩と考
 周一里ハ本邦今四町四十七歩有奇あり一步ハ今五
 奇秦漢一里ハ本邦今三町三十五歩五尺三寸有奇か
 里一步今四尺三寸一唐一里ハ本邦今四町十歩あり
 明一里百尺ハ本邦今五町也是明ハ五尺と一步と
明の度地尺の銅尺ハ本邦の曲尺と同寸なり因千
八百尺と本邦の六尺よて割バ三百間とせり又六十
間もて割バ五明十里一里ハ本邦今一里十四町也
明の一万八千尺と六尺一間もて割バ二千間とせり又六
 十間の一町と深バ五十町とせりとも千六町の二里と

除く明百里十八本邦今十三里卅二町也算法本邦
 一里一万二千九八明七里七十二歩也是一万二千九
尺一步もて割バ二子五尺九寸二歩と本邦十里十
万九千明七十二里也本邦百里百二十九明七百二十
 里也本邦千里明七千二百里也清一里一千九百本
 邦今五町三十間也是清の歩弓ハ本邦曲尺五尺五寸
尺五寸強この第もて考バ清の清十里一万九千本邦
二万九千多ハ千九百八十尺也清十里一万九千本邦
 一里十九町也清の一万九千尺と六尺と割バ二
 町と考バ二万六千尺と六尺と割バ五十五
 と除き十の町あり也清百里八千尺本邦十五里
 十町也清千里八万尺本邦百五十二里廿八町也本

邦一里 一万二千九百六十尺 清六里百九十六步二尺也 是本邦の一
里一万二千九百六十尺と清の五尺五寸とて刻バ二子
三百五十六歩二尺とあると云ふるは六十歩の一里とて
也 本邦十里ハ清六十五里百六十三歩三尺五寸也

本邦百里ハ清六百五十四里百九十六歩二尺也武備志

日本道里と載て名十里而有百里と云ふハ此大數と

學 風俗通云一里三百六十歩公羊傳註疏三百歩輟耕錄二百四十歩是

數の一里カシテハ七千餘歩也又天竺より由旬と云ハ
智度論云由旬大者八十里中者六十里下者四十里名義
集云印度國俗乃三十里今本邦里數と又按清地理
以て計之一由旬ハ乃二十四町餘あり
考海路更數論曰針家の説ハ水程ハ無里鋪只以更數
定遠近耳一更天約早程六十里也云云アリ是唐山舟人

の常ニ針簿ニ據リ諸所遠近乃更數と定テ航海の準
則と云ふの術也此一更程六十里と 本邦の道程ハ約

七里有奇ニ南より嘗元明の算書と閲しつゝ凡一
里乃長一百八十丈人行ニ約テ一千歩也と云ふ

是ハ魯般尺と用るの數也 魯般尺一尺乃長ハ 日本曲尺九寸一分六厘七毫有奇也

故子西土唐山の一里ハ 日本曲尺百六十五丈ニ

南 日本一里の總長千四百零四丈也 六尺五寸為一間六十間

為一町三十六町為 於是右の百六十五丈ハ六十里と

一里の積と云 葉一九千九百丈と云ふ是と子四百零里と以除

約すれば即唐山の一更ハ 日本七里零五厘一毫二

絲ハ忽有奇おふふとと得也今唐山諸島の事を
 と測度する標準を求む唯五島より長崎に到る更
 數及用針の方向等と詳し合參するのにおおし依據
 かり支唐船の長崎港に到る五島の南角より又癸
 針を用て約五更よりして收入しつゝ乃其直程と計し
 日本里數三十五六里の海路也是則一更七里餘を以
 て五更に距故に五七三十五里乃數に符合せり
 常は五島よりして到る四十里也と云ふ然れども是
 小艇よりして航行するの海路より唐船直行するの海路
 おれ
 かし

日本里數三十五六里の海路也是則一更七里餘を以て五更に距故に五七三十五里乃數に符合せり

土宜

蕃名フリユクトバーレント 豊 へツテゴロント 地 腴
 シカラアレラント 土 凶 マアゲルゴロント 地 瘠
 凡ソみ〜の名田亦夥し天狹田長田と云ふは天
 子の御田也始て稲種と殖る齋時の良田にして伊勢の狹
 長田のぢと云ふ是也狹しハ農事と佐と云ふ是其張本
 後名字より佐多長又出雲少と五十狹田より五十は
 田ありしと云ふ
 潔尙の辭かれバ神田より名つけり〜風土記小
 ハ神須佐能袁命詔大須佐田小須佐田定給と云ふ須佐
 とハ尊の御号より依り〜神功卷より御心廣田御心長田

國々寛大の心と稱し又吾田長屋笠狭之時と云
 吾田ハ今の薩摩國小て笠狭ハ今加世田と呼ぶ地を吾
 田とは猶私田と云ふがたゞ長屋笠狭を長田狭田と
 おふりりし按佐の佐ハ世と約る故に笠狭今加世
 長狭と云名又天垣田ハ天子の御田故に垣とて常田
 字尺之り萬葉ノ神ノイの傳き三田屋乃垣津田と詠め
 分なりア三田ハ御田なり垣津田ハ即垣田なり説文
 啜城下田也漢書啜垣天安田農業の便安なりと云天平
 食貨志田其宮墾地天安田今名字に安田あり天平
 田ハ凹凸の地と云ふ名字天邑并田耕地多しと云今
 按村の間乃田なり以上亦日神の御田なりと霖旱
 名字ハ村田あり以上亦日神の御田なりと霖旱
 と經と云ふと損傷なきの良田と云ふり又素尊の始

荒バとい一町は田何々天楸田楸とハ本天川依田其地
 依り今の字治川をの田乃天口鋭田と云水の掛口川依
 如廣韻ニ曙江河邊地天口鋭田と云急なり川依
 田ハ水患多く口鋭田ハ早害何ふの磽地なり夫天子の
 御田とは漢ハ一ハ藉田カといつたものあり東京賦
 子之藉古ハ天子皇屬皆其田地何々其得失美惡と云其
 田也古ハ天子皇屬皆其田地何々其得失美惡と云其
 分の旬と然らしむふことと示しあるより是れを今
 小を田地は耕人の好悪より美田と云秀田と云なり
 ことふて今も良耕人の治一田と云き耕人うげと云
 て耕せば上田と下田と云なる何のわざと亦おれり
 是れ又上田と云ふと教業と歷下田となり下田と

亦上田とけりしりじく一乃田地今ハ上中下の等大ニ変
 遷カハりて志シび一又木花開耶姐サシヤヒメ 天孫と本藩竹屋の
 宮里ミヤサトめて降誕カミゆいませ一吋收小定田號曰狹名田以其
 田稻釀天甜酒嘗之ニクムサツラフニヒス 甜酒ハ古事記傳又古ハ味の旨物と
 等ナよス又用淳浪田稻為飯嘗之ニクムといふ事並ニ延喜式姓氏録
 ハトとなして稻を取トりて今の大嘗會の縁起なる所謂
 誕生賀イハヒまどいふ亦ナ是より権輿ハシヒリくる狹名田とハ後
 又真田と書りおとく美福を依ハス農功といふ屢中
 狹名来田サキナキタ 津浪田ツナナミタとハ沼亦ニクム美福を依ハス辭めて沼ニクム弟ニクムびどりの
 津命ツナノミコあり浪田ナミタハ名田ナメタなり今阿多郡干野田間といふ所
 也

京田キョウタあどいふ交名マキナのさくちりべ一凡田ニクムの集の
 名と傳て字ナといふ西土ニクムふてと田名と字稱ナといふ神
 武卷タケマケニ皇師立詰之處謂猛田作城處曰城田キタ 僵屍枕臂處
 呼コト頼枕田タシキマタとあるの類ハ生地後タビラキに併ヒ壘ヒして遂タビラキニ其田の
 字稱ナといふ也或曰豊前ふて字のこくとホノケ 其後
 延仁の御宇始て大倭の屯田ツノと名ナを以ヒ其官曰屯田ツノ
 是より諸国皆屯田ツノなり所謂公穀正税の御田ツノとせり
 類聚国史屯田部ツノニ載ルり今諸州の地 延暦十六年以屯
 名ナニ三田ツノ富田ツノふどいふ其故址ナなり 延暦十六年以屯
 田稻賣與貧民以救之勸農也 按字典兵耕曰屯田周禮有
 原屯田蓋起於漢 延喜の御時ツノに屯田諸国正税の外ツノに位
 武開西域之時也

田職田公廨田國造田賜田没官田口分田乘田何_レも並_ニ
輸地_ノ子田_ト自餘_皆皆輸租_田又曰神田射田健兒田
學校田諸衛射田左右馬寮田飼戶田調急田勸學田典藥
寮田節婦田易田職寫戶田豫力婦女田博獨田船瀬功德
田造船瀬料田等並_ニ不輸租_田又曰乘田可充品位田以全町給之又
麻田等ハ輸地子田又曰乘田可充品位田以全町給之又
令曰功臣報勞田といふ_レ何_レ是功勞何_レの人は賜
ふ田_ニ子孫三代_ニ傳_テ三代_ニ官_ニ返_上つ_レ也
凡功田大功世々不絶上功傳三世中功傳二世下功傳子
と何_レ又_ニ不輸田_{何_レ一人受持_テ回持_ニせ_レど}

は田地の事なるべし田令曰凡給口分田者男二段女減
三分之一五年以下不給其地有寛狭者從郷土法易田倍
給給訖具録町段及四至口分田ハ久毛天と訓め音便
なる人の口數ととも田法班て尊卑_ハさ_レぐい受_ルな
り食貸志以口受田是_レを_レ是_レじり_ハ一人_ニ各_ニ田
二段と渡され_レなり郷土法_ハ有_レ餘_{何_レもの}として_モ
人_ノ口_ノ過_テ田_ト受_取る_{コト}は_レな_らず_ハ又_ハ易_田と
は何_レも田地_なれば_ニ段_の何_レも_と加_給とい_ふ凡_じ
く_ハ是_レ地_と休_テ耕種_ハ常_のお_となり_建武_式
目_ハ易_地とい_ふと_{何_レ之_と休_作とい_ふ又_ハ水_と放}

川浸^{カケ}りて水陸共^ニ田と^ル次第を^キその^ノまて植物と^シ易
て水田と^シ二三年休めて畠と^ス一^ニ休^マ土の氣^カ轉^ルりて
強^クなる^ニ沛^ク草^シ滋^シる^ニ寸^サ典^ニ業^ヲを^シ頃^ニ實^ルの^リ一^ニ倍^ト何^レも
ソ^レも^レされど^モ泥^{ドロ}塗^ハ漸^カ汝^ノの^ハ沛^ク田^ナれ^バな^クて陸^ハ田^ト
ハ^ナ一^カつ^ク一^ク食^ハ貸^志歳^耕種^者為^ラ不^易上^田休^一歳^者為^ラ
一^易中^田休^二歳^者為^ラ再^易下^田三^歳更^耕之^自爰^其處^農
民^戸人^已受^田其^家衆^男為^レ餘^夫以^レ口^受田^如比^註爰^更互^也
也^比例^也と^ハ一^ツと^又此^ノ就^テむ^リ今^ノ異^{アリ}ある^ワあ
ど^とも^ハは^なを^きま^しめ^る或^レ人^曰今^ノ地^と休^ムる^ハと^ハ
ハ^身の^休む^能出^かして^穀と^多く^收る^ノ簡^{なり}と^云ふ

よ^クは^付宜^し休^田畑^の大^雨降^て汚^水溢^し泥^かぶ^りと
なり^或ハ^電を^痛く^植直^とん^とされ^バ苗^老て^枯れ^れ
寸^々更^苗し^ては^付お^られ^ぬ地^{より}と^ハい^苗も^なし
づ^しと^ハば^こと^しば^此田^ハは^まや^そ来^歳の^為と^荒
し^急急^しと^ハつ^つの^何れ^も大^{なる}誤^り抑^天災^地
災^ハ人^の力^及づ^しか^らぬ^新と^ハふ^とと^ハ
一^節と^ハ苗^とを^あら^び苗^とは^立る^よと^ハい^はれ^る二
度^耕の^もま^とひ^ても^田畑^とめ^し急^なう^づい^ふ
一^ハ地^と休^てよ^うと^ハも^有つ^とと^ハ今^ハ力^一盡^す
ゆ^りて^さハ^他地^耕計^{なく}其^工休^ませ^る家^田ハ^もた^ら

節子生蔓オヒハヒの春よお返も町人は留とぬり人少き者
 はその田子のこかりてと居るぬれ代と捨と馬
 把もつとてしよ一まのりつるほど植ふよまの一
 付ませはのれあまのさあも年の飯実とぬく定
 めより引くとあまのれつあよりいふおとく大
 ぬ道オソおとあちも苗とあまの時後ともまの飯実
 ハ接なく田畑ともあまのさあもぬれ大に子里の
 節よのちまののおくあまのさあもぬれとあまの
 ぬ田の實ともゆさればらあまのり後とも捨まると
 あまの田畑の弊ソヒエともあまのりあまのりあまのり

ちるべし子里の節一着めてあまのさあもぬれ也○泥土沙土
 あまは土の濕ウキヒと埽カケルとあまの田畑の上あまといつふあまとな
 るべし凡ソクハタ上田シヤデとは肥瘠コヤレと用ぬれとも成実ヨレと又
 と用れバ又養シヤデの多少も後て成実フデキとも亦衆寡ヨレ何れも
 播種ウエツクリてと成実フデキかとも不熟フデキなまともと大上の田土と
 一圃の中あまの者があまのりあまのり上田の事とい
 ふしあまのり一圃といつる万葉の節にう一圃も
 も引ハ何れもあまのりいづれも我が夜のとらぬ
 るとあまのり後まハおほまふとあまのり極田と叫びる
 ころあまのり上田とあまのり名字と見えり
 周禮シウレイは不易之地と
 上田の事也

又養と用まば成実多く用おざれば少きものの中田と
 次又淤泥ドクダおいて常よ水溜ミヅツリの地と下田と凡そ早ハヤ為
 るは宜きでしくなまどと多く登らざ又陸種リキタ播ハクが
 しくむ利益けき故あり下田の事と万葉より寸田と
 云今名字は次田河也或曰俗は徒イダシ為とひ田タと
さりり出し漕也今横薩摩國新田宮藏建仁三年八月文
献新田宮并五大院田肆拾町事依為沼間田追年不令満
作仍為撫民所充行段別一斗五升代也あると泥凡田地
俾り下田ゆえ任郵の為段別と充給しあどあり
 の位上と下ととハ位うごく段中と下と凡他人の力み
 しく申ハ上の出来とししく下ハ申の出来方と取実
 おとらぬやうにゆる出ゆるハ地チも習ふるハありけ

他々の覚悟は在り一順位は地と同様は出来たりま
 ハ申下の田地ハ一入心と用てゆる登り上下と位ハ替
 まどと元來同一地おてあかるとよく行きぬハ自由な
 ると上地と一用あるぬハ村後の田と位の下ととま
 バカと登りて水と引人一度は後二度も入りぬま
 バ下田と上田とゆるりとなまバ已まくの勤るとはと
 めざりとも存りとも登り且上田ハ無多くて換ふれ
 どと上田ハ價高アタヒされば高よ登りて求るあり下田ハ
 無多の刻ツキと少く入りて地色直れば取納帳計りて
 而姓の勝手ハ下田下とゆるりともとゆるりとも同様と情ま

隱田 羨田 ハシ文獻通考羨 隱租 經國 移丘 明律移
蕃名不詳

凡校田して縄と引字と入るといふは民田の隱地と改
め紀が為あり民部式曰凡隱首括出者主計寮載功過帳
申省省押署進官得度除帳者移主税寮不申省又室町日
記に御領の百姓等乱逆より數年の年貢と寺内は隱
し候ありふと見え候は是と隱米と唱へり又坪移とい
ふはともいふ隱よおのまの無き田所と地のよま田よ
まうつるといふ其罪亦隱田よおれしおの所得挿籤是
なり人の田と奪ひ己が田札と立て相争ふといふ和訓

栗日今の人の此看場名牌ふどふと習くいふなり 史金
凡種田者立碑概於田側書某社某人於隱地の科律ハ和
上社長以時點視碑概ハ即田札あり 漢共 重よりいふなり 建武二記詐欺官私輩事或以不知
行之地稱當地行或冒名當給人号闕所掠賜之皆是朝議
之煩諸國之新職而由斯不可不誠乎明律宗志は首隱田
といふハ隱地の訴人といふなり 明律云如隱田一
石隱下五年該納五石皆徵入官此謂之依數徵納也○清
律云凡欺隱田糧脱漏版籍者一畝至五畝笞四十每五
加一等罪止杖一百又曰里
長知而不舉與犯人同罪

阿 古事記○
即田畔也



久呂 和名 鈔 田乃界 サカ 界 サカ 嗟 アセ

○畔 說文畔田畔也 ○左傳為政如農之有畔 ○淮南子黃帝治天下田者不侵畔漁者不爭隈

賜 說文 田畔

○蕃名シケイデパツト

○阿ノ物備ノ分辞盟他等の如ク久呂ハ俗ノ物の邊郭

ト久呂利トシテ一洗ト轉ルベシ阿ハ古名ホシク久

呂ハ今名ナリ此ノのは田地自他ノ界由急田の畔ハ双

方ノ中ニ在リカクシテトシテ禁ル事ナク生後トシテ

ハ邊あり難クハシラ 後水尾帝大御款ニ阿ノ

であク山田の畔ナリヤコトナリナリナリナリナリ

ニ諸書阿ハ阿世の畧ありと注ヤシクハ和名鈔ニ一

阿世書

云何世ありとらふより大よ人と注し国史畔の字皆
何とのと訓り延喜式上總国畔蒜郡何と又毀畔とらふ
みとと潰界也涸水也と注きり是田邊の界あるゆゑこ
こを毀とらして犯陵の眾とせしと今よむりて程志り
ア又史周紀耕者皆讓畔とらふと畔は他人と他人との
田界のさとあられば邊側みそいなきと我田我田の爲
ふハ外界なりとらふととらふと又田の界の交錯とらふと
蛇手とりと

田乃畦

阿夫志

沖繩土名蓋畔節あり畦は畔
の中の限りて節のおとし

○畦

音繩亦作塋塋塋和名鈔引唐韻稻田畦
也稻田毛詩よ足えと即水田なり

稻畦 杜子美詩集

○蕃名ベステキケンデルランデレイン

○阿世とは畔背の義とらふと又間瀬と注せし凡水田

必畔何と畔の中縦横よ畦と起るあり川の瀬何りてた

有尔流と分つらぶと俗よ何世道とらふ活あり書紀

曰春則填渠毀畔又秋穀已成則且以絡繩纂疏曰且田以

田以爲絡讀て阿世とらふと田畦よりて名つあり

我田也 我田也 我田也 我田也 我田也 我田也 我田也 我田也

あや俗よ凡物の文つらふとあせとあぶたと何と畦の田
間よ交互きとらふとね似まらうがゆゑあり孝徳紀よ譬如三

絞之網セ又天武紀トの字阿世トと訓せり俗は布帛ヌギンと織オク
 之の紡績クマトと延て紐綜アセと作ルは左右カセに纏イレと交互イレつたカと阿
 世取セと呼ルなり是等並ニ田畦ウヂの文絡イレを付クと相似ニつる由
 急ウチして畦ハウチたのまカくが田の畦ウヂハ急獲カリ田の後ハ切筋キリ
 並ニて来春再度ニお起キの時トもどろを閉ツ並ニあり又一區セの内
 おて水口ミヅの方カと上ウチ畦ウヂとつツ溝ミ深フく田タは注落カケと所トな
 れバ淤泥ケドロ何トつツまり動トもまマ田タ面ツ隆カくカなりやと一
 方カ隆カなれば一カおのつツ切キちチつツり一區ヒトセの
 内ウチおて地面カ隆カ夷ヒクあマ水ミの浸ヒと所均ヒ一ヒかカ決水ヒ廻ヒり
 めるゆユ急ウチ上ウチ畦ウヂの方カハ深フ三尺スミ計ス鋤スぎギ其土キとハ別ホ所ト

運び跡アトみは糞土クノ青草アヲと填ウて壅ウとし又竹タケ簀スと締アて糸イト置オケ
 大オホと河カり是コトと置オキ簀スといふ農政全書ノ水ミ等トあり是コト也

波多ハタ書紀ノ即陸田ノか
 波多ハタ計ケ也ヤ集解ノ曰ク玉篇ノ以下ノ後人ノ傍註ノ也
 伊波多イハタ和名ノ鈔ノ也ヤ古毛利ノ集ノ乃良ノ閑田ノ耕筆ノおノあノり
 万系マンケイ古今ノ子ノ謂ク義ノのノら
 大オホのノらノふノとノるノらノり
 白田ハクダ陸田ノ以上ノ和名ノ鈔ノ也ヤ琴ノ音留ノ說文ノ燒種ノ也ヤ和名ノ鈔ノ
 也ヤ火田ヒタ白居易ノ詩ノ吏ノ征ノ魚ノ畚ノ田ノ西事ノ珥ノ唐詩ノ五
 蕃名ハアノツノケノル

波多波多計ハ陸田の惣稱水田子對ハ干田の義也
 波比計ハ土毛の謂と注セシハ毛ハ生と通ハ辭あり
 通音計ハ生植者に録アテ食凡地アテ可食の物生る所
 土毛ハ生植者に録アテ食凡地アテ可食の物生る所
 と計とハ轉ル也
 とバ皆波多計と稱一正圖て書紀中ハ曠と波多とハ波
 多該と又畝とハ苑とハ並に波多計とハ訓しあり類
 聚國史子鎮祭高島陵又延喜大學式子山城國久世郡畠
 一町永為菜圃園地源氏談松風津莊の田はくけあどい
 ふの義傳り志くば空穂後君者てうだふはあどの
 方は志とみのとともてきたるにつらきり殿乃人うへ
 下御嶽をとりてはけと仰ふあどあり一洗ハ波多は

治田也亦ハ墾き耕る波利と云ふにももるこハ西土
 少てハ耕種と云ふの地ハ陸ともハ田といふと
 くとくハ國付あどハ藍畠麻畠あどハ波と云ハ
 藍田麻田と云ハつと云れし又易蒙引云西北方可種五
 谷之地皆謂之田南方之人指有水種稻者為之江南の俗
 ハ稻田と云田と稱や凡いみハ朝小陸田ハ多
 く布とのハあり粟田豆田麻田園田あど是也
 是草葉
 淺茅生と云ハおれし麻田後ハ麻生と書又轉して麻
 布と書ハ浮遊り園田は是園と云ハけ園のハハ
 畑ハ火田の二合字あり漢語鈔火田野老傳云橫截
 山作畠謂之截幡其先燒後耕謂之燒幡
 幡按ハ截幡燒幡の
 幡所謂ハ桑葉也

宇禰書紀○
即畦也

宇奈冠辭

畦音攜亦作曠集韻菜畦○史記千畦薑韋昭
田注畦猶隴○克己銘私為町畦注畦田隴也

蕃名アツケルホーレンス

宇禰ハ殖根の義といへり一説ハ田根の轉也植根ふと

いふとおれ一按ハ陸田の阿母あり田ハ阿母といふ園

ハ宇禰といふ木のりく別阿母又畝と宇禰といふ

ハ地の小高まふく園の隴畦と似たり書紀ハ畝丘宇

禰乎といふるは是水田の畦とハ各別なり爾雅畝丘注

丘有隴界如田畝釋名畝丘丘體滿一畝之地也○詩南東

其畝朱注畝隴也王安石云畝大抵以南為正故曰南畝

宇奈天和名鈔○
即畛也

畛音軫正字通井田間道也○
周禮十夫有溝溝上有畛

蕃名パアテイイ

畝手あり手ハ道あり万葉ノ道のよと道の長手といふ履

中紀四年掘石上溝又豊後風土記菟名手臣あり

多美増古事記○
即溝渠也

畎亦作畎畎字典疏通流注皆曰
畎○和名鈔引陸詞田中渠也

蕃名コトパンレイストアツケル

田水園の義なるは溝ハ田乃色は環て樊のおとし書益

稷濬二畎澮一距川

奈波天 和名鈔 即暇也

田面道

暇説文田兩陌間道也。廣韻田間道。禮記疏暇者謂井畔相連綴之所造此郵舍田暇處焉。吳都賦注暇謂地廣道多也。舊井田間有暇有眡

蕃名ハツト

繩手とちるり手ハ道なり本田は丈量と對時繩引して

零イ所の間道ありイ畝手の手ふおれ京二四條左

款又陸奥のイ乃繩女馬さくり定イその月地やど

可とらるる

鹽田 濱田 鹽濱

鹵田 事文類聚 即 鹽田 木華 鹽場 明律 即 鹽

蕃名ソウトケート

鹽ハ涅土煮沙土煮二柱の神始ハいハ仙臺塩竈の社前

小在ハ船の大鼎ハ塩と煮ハの古器といハりハじハりは湖

水と汲ハて釜ハみハて煮ハぬハりハいハえハるハ款ハ又ハ摩ハ石ハて煮ハすハるハ人ハやハいハくハ汲ハ煮ハふハわハるハとハ先ハはハるハ凡ハ塩

濱ハ其賦ハ高賦ハふハりハるハのハみハやハ三百歩と十二枚

と一晝夜百荷の湖ウミ少く塩四十俵より百枚十人
 手滑とつふ冬何方とれおれとつふ夏共水年早ヒト歳
 おて其等則と斟酌とナラシなるふとたり西土ハ海邊と地多
 るれハ塩ふて少く常ナリ難豚の指ヒホ貯て塩梅とたりや
 故ミヤ又美吸スミこの味甚いぢ〜く食とくはとぬ〜しナ紳
 縄人恒と語まるナ明清律ととて續て知を〜請度ふとに
 水精塩一升と賜ふがぢ〜つふハ大判金鮮領とどの規模
 たりふ事たり見と〜と皇國人ハ常と魚塩ナシホの味と不
 足なく〜り〜り賜の恩頼とおりふと〜とすれ〜とや
 本藩領娃郡塩屋村は塩土老翁の遺墟ウキとして今と到里一
 村の民塩と賣と業と〜毎歳と枚開神社と白塩と賣と

是因其塩繩と或曰塩濱ハ其山の山林よりとて材本薪
 今も免ナシ也也或曰塩濱ハ其山の山林よりとて材本薪
 給タラぎふ時その浸と減シ以魚イサきキに塩戸シホとどの行つけの為
 新田ナタと成ナつし塩濱五百石の人ハ田地千五百石も入て
 餘何り塩濱も人多く入イひ故也ナ西土ハ塩濱とて軍實
 多オホく凡福建川フクケンの官塩クワンシホと載て運ウチ漕ソウとて毎ツ日ニ五ツ十ツ
 隻ツづツ凡福建川フクケンの官塩クワンシホと載て運ウチ漕ソウとて毎ツ日ニ五ツ十ツ
 石イシ粉コとて一ヒト苞ホのて積ツ入イ上ウのノ五ツ十ツ隻ツハナ今イマ引ヒちチがガ一ヒト出デ
 並ナ魚イサ往ユウとて一ヒト苞ホのて積ツ入イ上ウのノ五ツ十ツ隻ツハナ今イマ引ヒちチがガ一ヒト出デ
 大オホ秤ハカリと仕シらラ券ケンとト加カ右ミダのノ大オホ字ジと手テ摸モハナ今イマ引ヒちチがガ一ヒト出デ
 量リヤウ入イ入イ毎ツ石イシふフ券ケンとト加カ右ミダのノ大オホ字ジと手テ摸モハナ今イマ引ヒちチがガ一ヒト出デ
 照テウ例レイとト勘カン定テイにニ官クワン塩シホとト盗トウしシ給タラぬヌのノ券ケンとト監カン官クワン受ウケ取ケしシ者モノ帳チヤウと
 市シとト及キふフとト仲チウ繩ジュウ人ジン親シンくク足ソクてテ淡タンのノ八ハチ葉エフ朝テウ野ヤ羣クワン載サイ陸リク奥ウ國クニ
 浮ウキ島シマ塩シホ竈カマド鳥トリ海ウミ三サン箇カ社シャ尺シツゆユ電デン枕マクのノ浦ウラとト六ロク十ジュウ八ハチのノ面オモ付ツキ

陸奥風土記
 曰宮城郡塩
 竈神社圭田
 五十六束所
 祭塩土爺也
 推古天皇
 二年甲子七
 月始
 奉圭
 田行
 神事
 式祭
 等右



神家
 巫戸
 等凡
 當社
 日本
 无雙
 之勝
 地也
 松
 島隣塩竈浦
 以為左右之美
 景矣凡朝吟暮
 嘯之佳境未有
 過之者



大鏡曰純友ハ西国の海よりいづくともなく大後と數志
ら守るの上小土とふせせうと本とたあし四方山の田
とゆり住つるまゝにたぢらるの軍よりすぢくもなく
なりゆくとかいふく據て討てまりをばハいつくき事
あるとありかやうよ水乃上よ田と據る事農政全書
まことんえしり

塗田 田書○農政全書云夫低水種皆須塗泥然瀕海之地
復有此等田法其潮水所泥沙淤積於島嶼或墊溺盤
曲其頃畝多少不等上有鹹草叢生候有潮來漸惹塗泥初
種水稗斥鹵既盡可為稼田所謂瀉斥鹵兮生稻糧盈邊海
岸築壁或樹立椿板以抵潮汎田邊開溝以注雨潦旱則灌
既謂之甜水溝其稼收比常田利可十倍民多以爲永業又
中土大河之側及淮灣水滙之地與所在陂澤之曲凡潢汙
洄互壅積泥滓退皆成淤難亦可種菽秋後泥乾地裂布掃

麥種於上其所收比淤田之効也夫塗田淤田各因潮漲而
成以地法觀之雖若不同其收穫之利則無異也○又青州
府志云海上斥鹵原隰之地皆宜稻播種苗出耘過四五遍
而待收穫但雨暘以時每畝可收五六石次四五石秋收
見戶春采買遷得高價可比魚鹽農業全書又斥鹵の濱田
と田地とをなして後を先水稗とて急蠶豆とて急本綿と
う急よく潮の氣ぬるして後ゆるるなり
あるやハ即ちの塗田法といふあり
凡海灘ナギに新田と築展は海底オホニツクに多の大松樹オホマツと沈て根係チカリ
と一柴らとをなく巨小石と抄カサ累サテて然其上小石堤イシカキと疊タム
よ其根と海の方小をく廣く施て上よりぬよ斜ツナミに築ツナミり
て海突ツナミふどの時濤先ナミサキの沿ツナミへゆるやうあつとき修ツナミをさか
り常の如く小虫と母ツナミよけさ立ふバ激浪ツナミよ常ツナミとして漸
漸ツナミと石動ツナミて壞ツナミるべし因ていりし海色の新田は多

く大風津波の時におこされて数万の費と一時は威び
しふと何れも備前國岡山の松葉多明神といへば昔時
津田某が海に沼る地は十万余の新田を開き一時人柱
かりん小は事漸く〜何れもあはれなること小婿
女にづり〜生て養ふと身なれど〜清て人柱となり
て海に入るかくまぬ〜其新田成りて後地主の神
は初り〜ありと也女崎人傳に記しぬいふ〜ことか
係例も〜國の史も〜く見え〜れど縦十萬の田地と得
と〜といり〜で人柱やハ立た〜信〜と〜何れも國
此事と彼國人も〜又百年前のもや備前の海は三里の

申す津田某新田と築出せ〜時ハ始新田場より一里許
乃伸に檣とあて大索と三重流り〜水に大筏端と流く
に掛あ〜と〜並の〜と〜追所ハニガタの山丘と崩して濱岸と埋め
岩石と突て渠澮と通〜と〜せし〜所は大索の竹子ハ
きぬぐ〜州本の枝葉どもおのれと川掛りたると〜ま
新田の波打涯に立止し〜これハ三里の渚さあがら難と
結成し〜と〜と〜是にて湖鼻と成りて石堤と築立
し〜と〜大索に舟輪と掛しハ浪をぬられてあがきぬ
やうの爲なり又川筋の堤と高くし法所は閘門と作て
其啟閉と輾転して上り下りてあを括引ぬらぬに〜

津田氏ハ左源太と稱シ元禄中人オ官番頭ニテ田祿
 三子石と傾ニ辭田成テ後其功ヲ賞シテ加田四子石ト
 御入津田奈ク辭テ受ギ再三ニ及ビテ加田五子石ト
 以テ津田乃役ト稱ス者ゾオマテ予石ト稱シテ加田五子石ト
 大石良雄乃從弟ニテ良雄ハ生國傳前ニテ津田子見
 也ガテテヨリ後弟ニテ津田某據磨ハ陽氣イリテ早ク是レ
 天日ノ若良雄ツクシ詔マテ心好ヌ旨ノ辨アリ信ニ侍
 穀ノおミ氣候ノ通達マテ後オ良雄モテ事トスリ
 津田氏ノ寛ト駿河風土記ニ國造伊勢部直来于此梁橋
 雲キリノの寛ト駿河風土記ニ國造伊勢部直来于此梁橋



海潮之害鮮聞之當時所築島田之堤津機之要障今猶存
 是也
 湖防ノ道折ノづゝかしこゝと
 津田氏ノ寛ト駿河風土記ニ國造伊勢部直来于此梁橋

成形圖說卷之二終

南朝西葉書田之與新海之東朝合辭注

